

第3期留萌市障がい支援計画

(令和6年度～令和8年度)

【 第6期障がい者保健福祉計画・第7期障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画 】

～ みんなでつくる安心なまち いきいきと暮らせるまち ～



令和6年3月

留 萌 市

～ 目 次 ～

第1章 計画の基本的事項	1
1 障がい福祉を取り巻く社会環境や制度の状況	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 本計画の構成	3
5 計画の策定体制	4
第2章 障がい福祉の現状と課題	5
1 人口・世帯の動向	5
(1) 人口	5
(2) 世帯	6
2 障がい者などの現状	7
(1) 障がい者などの概況	7
(2) 身体障がい者	8
(3) 知的障がい者	9
(4) 精神障がい者	10
(5) 難病等	10
3 障がい福祉の取り組み現状	11
(1) 留萌市内における障がい福祉サービスなどの提供基盤	11
(2) 障がい福祉サービス事業所など	12
(3) 障がい福祉サービス事業所の設置状況	14
(4) 障害支援区分認定の状況	15
(5) 第6期障がい福祉計画の進捗状況	16
4 上位計画・関連計画	21
5 アンケート調査結果の概要	26
6 障がい者を取り巻く現状やアンケート調査結果からみた課題	34

第3章 留萌市障がい者保健福祉計画などの推進 **36**

1 障がい者保健福祉計画	36
(1) 計画策定の目的および基本理念	36
(2) 障がい者保健福祉計画の施策体系	37
(3) 基本方針	38
2 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	42
(1) 基本方針1 総合的な相談サービスの提供	42
(2) 基本方針2 利用しやすい福祉サービスの提供	43
(3) 基本方針3 社会参加の促進	47
(4) 基本方針4 障がい理解の促進、権利擁護の推進	51
(5) 基本方針5 地域生活への移行促進・地域生活の継続に向けた支援	54
(6) 基本方針6 就労支援の充実	56
(7) 基本方針7 災害に備えた避難体制などの確保	57
(8) 基本方針8 障がい児支援の充実	58
3 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における数値目標	60
(1) 数値目標	60

第4章 計画の推進に向けて **68**

1 相談支援体制の充実	68
2 障がい理解の促進、障がい児・者の権利および尊厳の確保	68
3 ライフサイクルに応じた支援の充実	68
4 重度心身障がい児・者の医療や社会資源の確保	69
5 連携・協働による就労支援の推進	69
6 福祉人材の育成・確保	69
7 財政基盤の確立	69
8 達成状況の点検および評価	69
9 留萌南部地域自立支援協議会の活用	70

第1章 計画の基本的事項

1 障がい福祉を取り巻く社会環境や制度の状況

国は、平成18年に国連（国際連合）で採択されている「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、国内における様々な障がい福祉制度の充実や関係する法制度の整備を行い、この条約を平成26年1月に批准しました。この間、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）などが制定され、障がい者の権利擁護が一層推進されるようになりました。

また、国は障害者基本法に基づき、障がい者の自立および社会参加の支援などのための諸施策を、総合的かつ計画的に推進するための最も基本的な計画として、令和5年度からの5年間を計画期間とする障害者基本計画（第5次）を策定しました。

北海道は、障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し、「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」を策定しました。

留萌市における障がい福祉施策は、国や北海道のこれらの計画を踏まえながら、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づいた「第5期留萌市障がい者保健福祉計画」、「第6期留萌市障がい福祉計画」及び「第2期留萌市障がい児福祉計画」を一体的に策定した「留萌市障がい支援計画（令和3年度から令和5年度）」を策定し、様々な障がい福祉にかかる施策を展開してきました。

今後も、障がい児・者の「地域社会への参加機会の確保」、「社会的障壁の除去」など、地域社会との共生を実現するための様々な取り組みについて、総合的かつ計画的に行われることが求められています。

2 計画の位置づけ

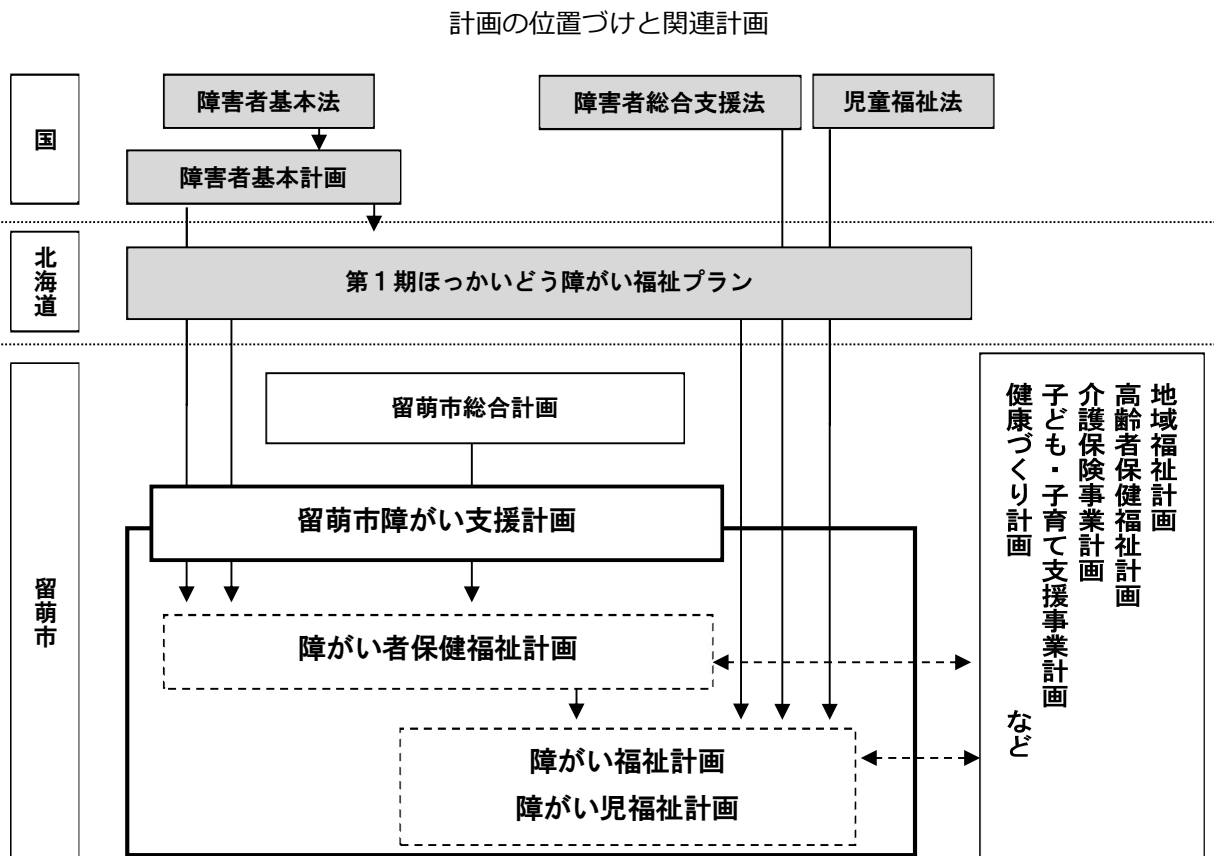
「第3期留萌市障がい支援計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）（以下「本計画」という。）は、「第6期障がい者保健福祉計画」、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「第6期障がい者保健福祉計画」は、障害者基本法に基づき本市の障がい者施策を総合的に展開するための基本となるもので、障がい児・者が地域で生きがいを持って生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な方針を定める計画として位置づけています。

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくもので、「第6期障がい者保健福祉計画」の基本方針や施策を踏まえ、整合性を保ちながら、障がい福祉サービスや障がい児通所支援などの具体的な施策内容やサービスの見込量を示した計画として位置づけています。

○関連計画との整合性

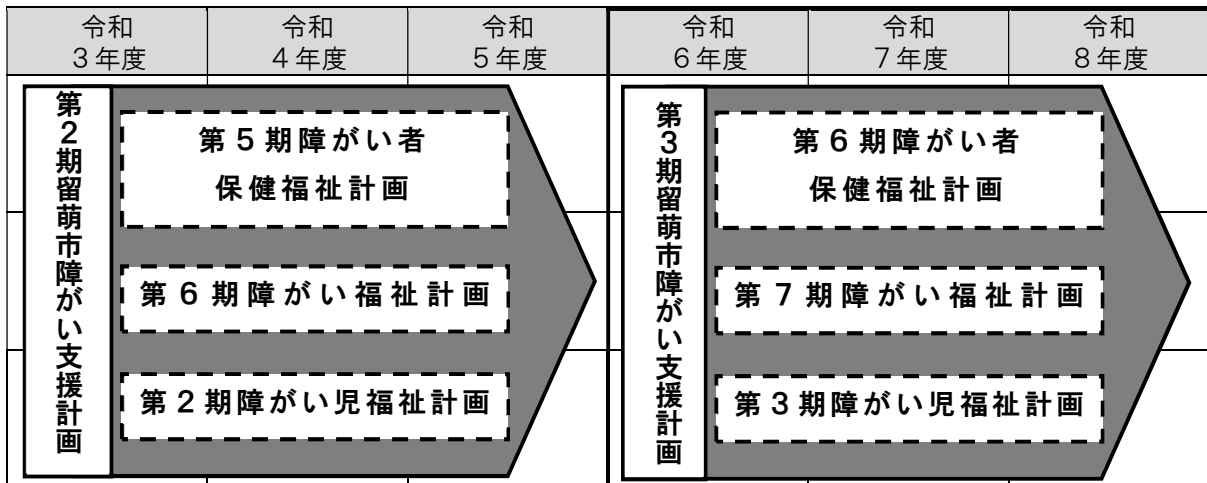
本計画は、上位計画である留萌市総合計画や留萌市地域福祉計画などの関連計画との整合性を図り策定しています。



3 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画です。

ただし、国の障がい福祉政策の見直しなどが行われた場合には、必要に応じて計画期間中でも見直しを行うこととします。



4 本計画の構成

国から示された策定に係る指針を基本に、第2章の障がい福祉の現状と課題を踏まえた中で、第3章において計画の基本理念や基本方針を障がい者保健福祉計画として、それらの理念や方針を具体的に展開するための施策内容やサービス見込量を障がい福祉計画及び障がい児福祉計画として定めるとともに、障がい福祉施策を充実させるために市などが推進しているサービスなどをその他の福祉サービスとして決めました。

また、第4章において、策定した計画を着実に実行し、推進するための方策を定めています。

5 計画の策定体制

○留萌市障がい支援計画策定委員会の設置

福祉関係団体の代表者、障がい者、障がい者やその保護者で組織する団体の代表者、学識経験者などからなる留萌市障がい支援計画策定委員会を設置し、幅広い関係者の意見を計画に反映する体制としました。

○アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、障がい児・者の日常生活の課題やニーズの把握、障がい福祉に関する意見などについて、身体障害者手帳所持者（947人）、療育手帳所持者（149人）及び精神障害者保健福祉手帳所持者（113人）にアンケート調査を実施しました。

○パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるとともに、策定過程の透明性の確保を図るため、パブリックコメントを実施しました。

意見・提言の募集期間を令和6年3月8日から22日と設定して募集した結果、2件の応募がありました。いただいた意見・提言、それらに対する回答は資料編に掲載しています。

○留萌南部地域自立支援協議会からの意見聴取

留萌市、増毛町、小平町の社会福祉協議会、民生児童委員、関連団体、行政機関などの代表者などにより構成される留萌南部地域自立支援協議会から意見を聴取し、計画に反映しました。

○庁内策定体制

庁内における検討組織として、留萌市障がい支援計画策定庁内検討委員会（委員長：市民健康部長）を設置し、取り組みを進めました。

第2章 障がい福祉の現状と課題

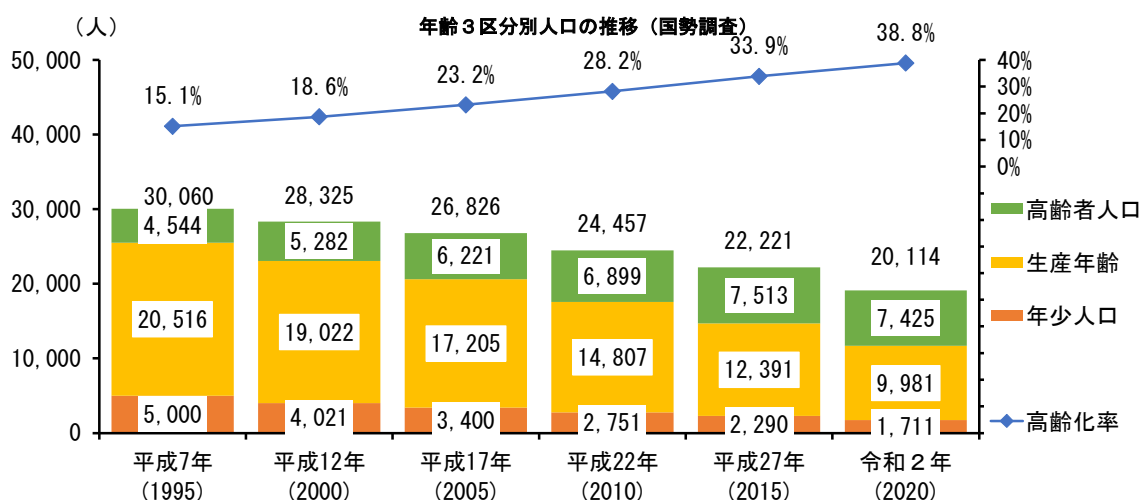
1 人口・世帯の動向

(1) 人口

①長期的にみた動向（国勢調査人口）

総人口（国勢調査人口）は、平成7年の28,325人から令和2年には20,114人と、25年間で約1万人、約33%減少しています。

一方、65歳以上の人口は増加の一途でしたが、平成27年から令和2年にかけて減少に転じ、令和2年には7,425人（38.8%）となっています。

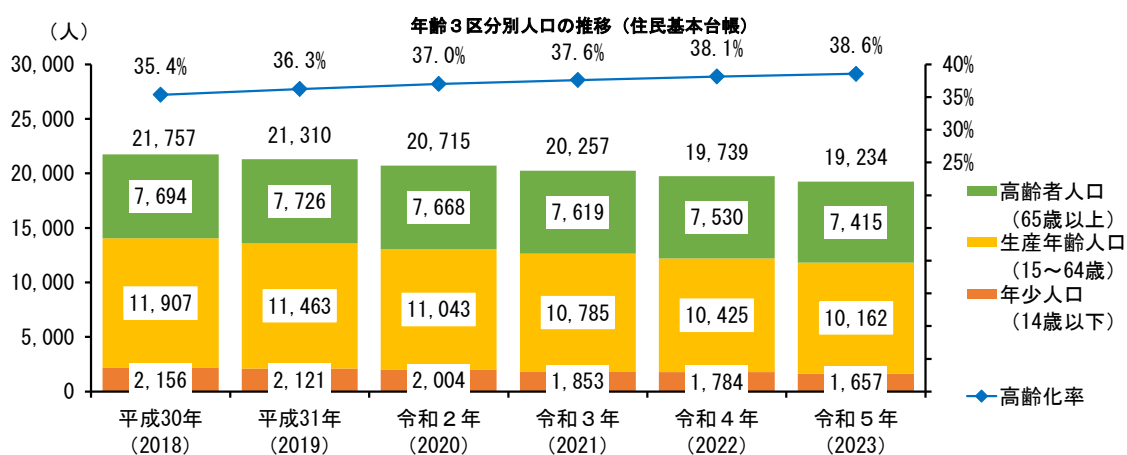


※総人口は年齢不詳を含む。高齢化率は年齢不詳を除く合計値に対する比率。

資料：国勢調査（各年10月1日）

②近年の動向（住民基本台帳人口）

近年の人口推移（住民基本台帳）をみると、総人口の減少が続いており、令和3年から4年にかけて2万人を下回りました。高齢者人口も平成31年以降減少に転じています。一方、高齢化率は上昇しており、令和5年1月現在、38.6%となっています。

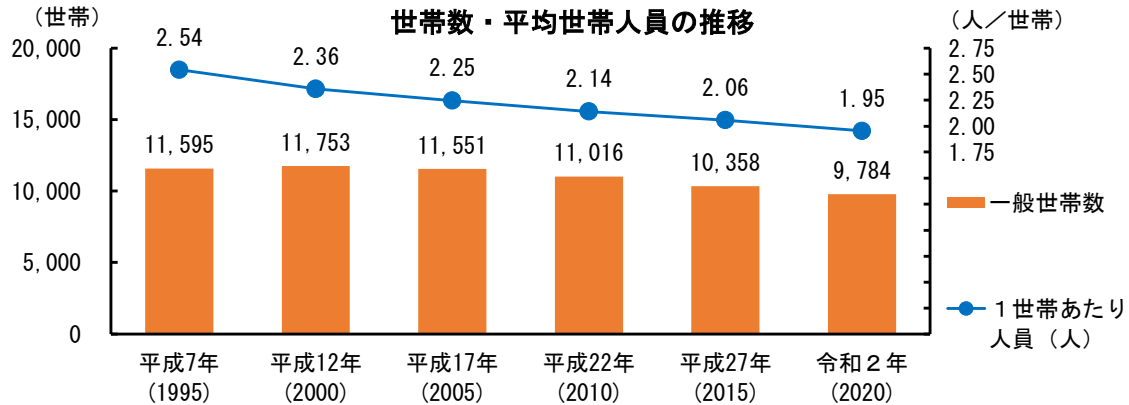


資料：総務省 住民基本台帳人口（各年1月1日）

(2) 世帯

①世帯の推移

世帯数は平成12年以降、減少して推移しています。また、世帯の減少を上回る速度で人口減少が進んでいることから、平均世帯人員は、平成27年から令和2年にかけて2人を下回り、令和2年10月現在1.95人/世帯となっています。



資料：国勢調査(各年10月1日)

②世帯構造

平成27年と令和2年を比較すると、世帯総数では574世帯が減少しています。内訳は65歳未満のみの世帯が872世帯減少、65歳以上(75歳以上含む)を含む世帯が325世帯増加、75歳以上のみの世帯が1,051世帯増加しています。

家族類型別世帯数

(単位：世帯、%)

	一般世帯 総数	家族類型別世帯数		
		単独	夫婦のみ	その他
平成27年	10,358	3,877	2,895	3,586
65歳未満	5,941	2,231	1,204	2,506
	57.3%	57.5%	41.6%	69.9%
65歳以上(75歳以上含む)	4,390	1,619	1,691	1,080
	42.4%	41.8%	58.4%	30.1%
75歳以上	2,197	903	795	499
	21.2%	23.3%	27.5%	13.9%
令和2年度	9,784	4,121	2,551	3,112
65歳未満	5,069	2,413	926	1,730
	51.8%	58.6%	36.3%	55.6%
65歳以上(75歳以上含む)	4,715	1,708	1,625	1,382
	48.2%	41.4%	63.7%	44.4%
75歳以上	3,248	1,708	1,433	107
	33.2%	41.4%	56.2%	3.4%

資料：国勢調査

(各年10月1日)

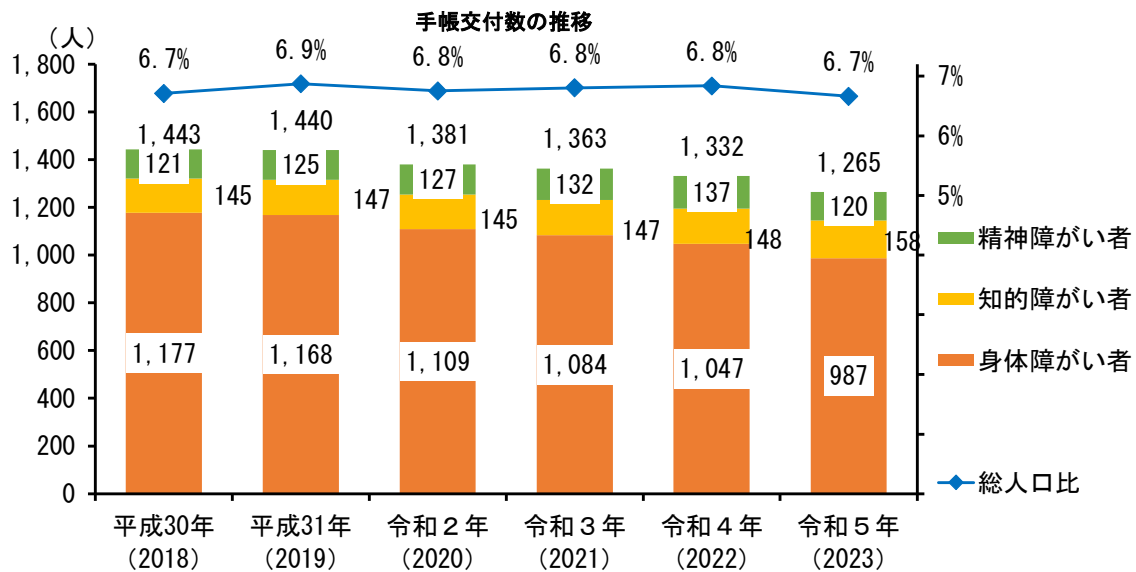
※その他には帯類型不詳を含むため、縦計または横計が一致しないことがある

2 障がい者などの現状

(1) 障がい者などの概況

①障がい者数（各種手帳所持者数）の推移

留萌市内で生活をしている障がい児・者（各種手帳所持者数）は、令和5年3月31日現在で1,265人、総人口の6.7%となっています。平成30年と比較すると、身体障がい者が減少しており、手帳所持者数全体では5年間で178人減少しています。



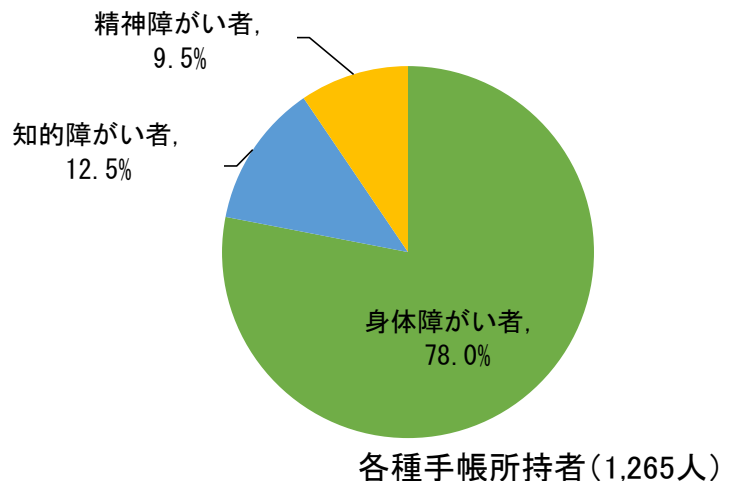
※重複障がいを含むため、合計は実人数と異なる

身体・知的・精神障がい者／留萌市調べ（各年3月31日）
総人口／留萌市住民基本台帳（各年3月31日）

②障がい種別の割合

障がい種別にみると、令和5年3月現在、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）が987人（全市障がい者の78.0%）、知的障がい者（療育手帳所持者）が158人（12.5%）、精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者）が120人（9.5%）となっています。

障がい種別の割合



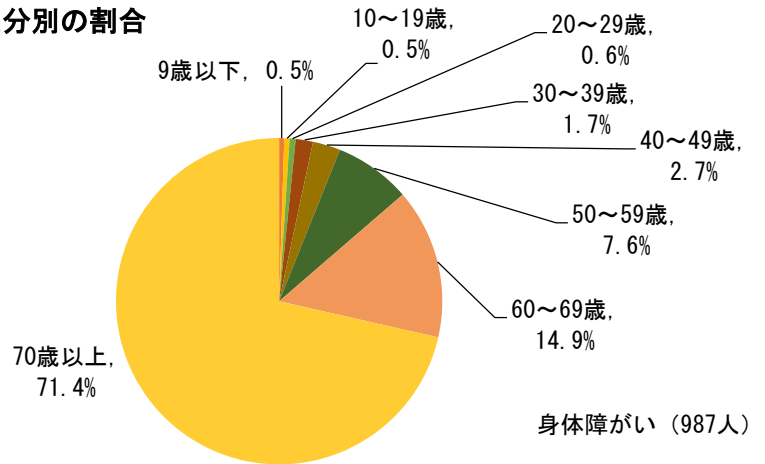
(2) 身体障がい者

令和5年3月31日現在、留萌市には身体障害者手帳の交付を受けている人は987人います。平成31年と比較すると、181人減少しています。

① 年齢別構成

年齢別の構成では、70歳以上が71.4%、次いで60歳代が14.9%となっており、60歳以上が全体の86.3%を占めています。

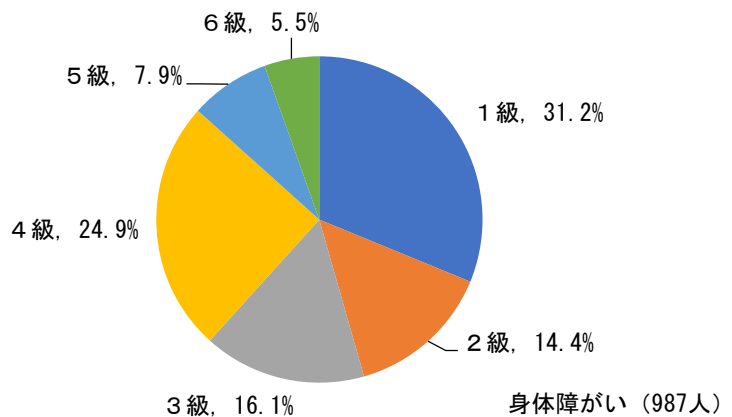
年齢区分別の割合



② 障がい等級別の割合

等級別の構成では、1級が31.2%、4級が24.9%、3級が16.1%、2級が14.4%となっています。

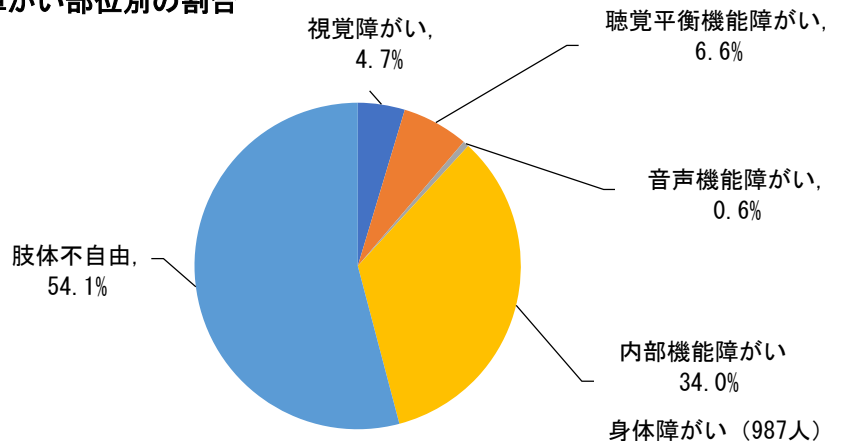
障がい等級別の割合



③ 障がい部位別の割合

障がい部位別の構成では、肢体不自由が54.1%、内部機能障がいが34.0%となっています。

障がい部位別の割合

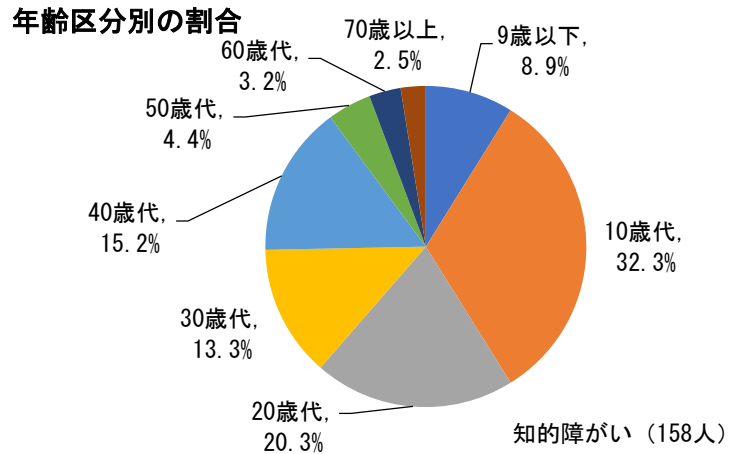


(3) 知的障がい者

令和5年3月31日現在、留萌市には療育手帳の交付を受けている人が158人おり、増加して推移しています。

① 年齢区分別割合

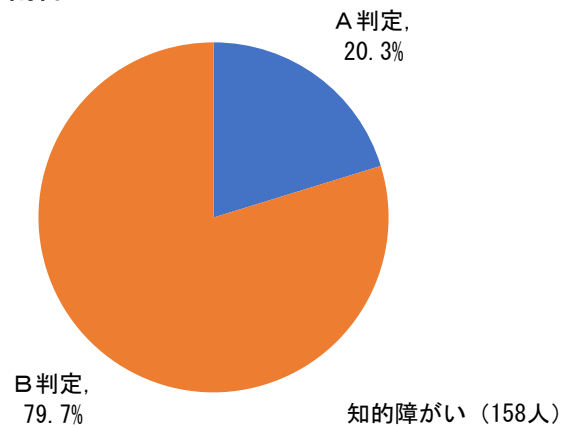
年齢別の構成では、10～19歳が32.3%、20歳代が20.3%、40歳代が15.2%、30歳代が20.3%となっています。



② 障がいの程度別構成

障がいの程度別の構成では、A判定（重度）が20.3%、B判定（中度、軽度）が79.7%となっています。

程度別の割合



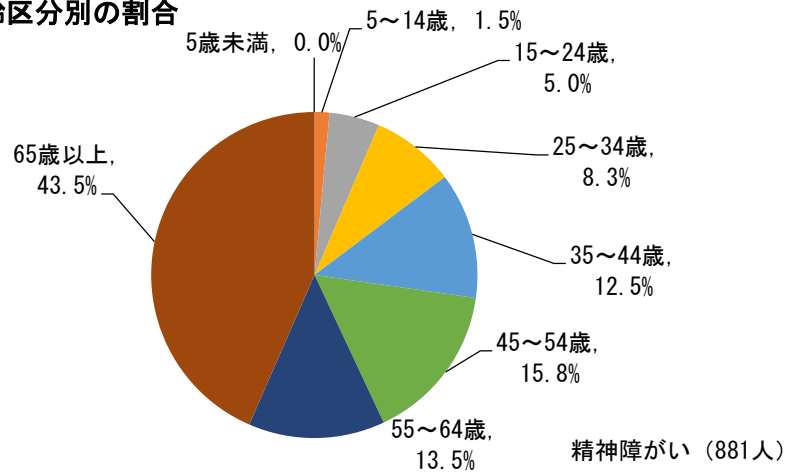
(4) 精神障がい者

令和5年3月31日現在、留萌市には精神障がい者（精神障がいによる通院および入院患者など）が881人、精神保健福祉手帳の交付を受けている人は120人います。

①年齢区分別の割合

精神保健福祉手帳の交付を受けている人の年齢区分別の構成は、65歳以上が43.5%、45～54歳が15.8%、45～54歳が13.5%となっています。

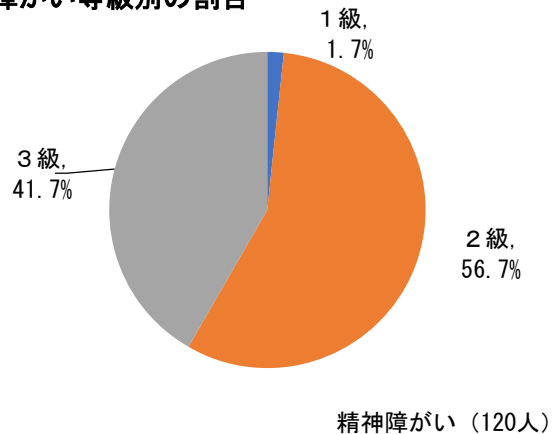
年齢区分別の割合



②障がいの等級別の割合（精神保健福祉手帳所持者）

等級別の構成は、2級が56.7%、3級が41.7%、1級が1.7%となっています。

障がい等級別の割合



(5) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障がい福祉サービスなどを利用できるようになっています。

3 障がい福祉の取り組み現状

(1) 留萌市内における障がい福祉サービスなどの提供基盤

留萌市内におけるサービス提供事業者数・定員

令和5年12月31日現在

	事業所数（箇所数）					定員 （人）
	主たる対象者				合計	
	身体	知的	障がい児	精神		
居宅介護	2	2	2	2	2	
重度訪問介護	2	2	2	2	2	
行動援護	1	1	1	1	1	
同行援護	0	0	0	0	0	
生活介護	1	1	1	1	1	6
短期入所	1	1	1	1	1	
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	
就労移行支援	0	0	0	0	0	
就労継続支援A型	0	0	0	0	0	
就労継続支援B型	7	7	0	7	7	147
施設入所支援	0	0	0	0	0	
共同生活援助	3	3	0	3	3	17
計画相談支援	4	4	4	4	4	
地域移行支援	1	1	1	1	1	
地域定着支援	1	1	1	1	1	
障がい児相談支援	0	0	4	0	4	
児童発達支援	0	0	1	0	1	10
放課後等デイサービス	0	0	4	0	4	44
居宅訪問型児童発達支援	0	0	1	0	1	
保育所等訪問支援	0	0	1	0	1	
合計	23	23	24	23	34	

※事業所は、一事業所で複数の障がいを扱うものもあるため、主たる対象者の値と合計が合致しません。

また、休止中の事業所は含んでいません。

資料：WAM NET、北海道ホームページ

(2) 障がい福祉サービス事業所など

① 障がい福祉サービスなど

障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援の事業所（令和5年12月31日現在）

訪問系サービス

サービス種別	事業所名
居宅介護	なの花介護サービス
	ファミリーケアサポート
	季実の杜（休止中）
重度訪問介護	なの花介護サービス
	ファミリーケアサポート
	季実の杜（休止中）
行動援護	なの花介護サービス
同行援護	無

日中活動系サービス

サービス種別	事業所名
生活介護	留萌ふれあいの家
	生活介護事業所あさひ（休止中）
短期入所	日中サービス支援型共同生活援助 彩葉
自立訓練（機能訓練）	無
自立訓練（生活訓練）	らいおんハート留萌障害福祉サービス事業部（休止中）
就労移行支援	無
就労継続支援（A型）	無
就労継続支援（B型）	留萌ふれあいの家
	サポートハウスちゃお
	らいおんハート留萌障害福祉サービス事業部
	ホープ共同作業所
	ほっとスペースHuG
	ほっぷすてっぷ留萌作業所 げんき
	スマイル

居住系サービス

サービス種別	事業所名
施設入所支援	無
共同生活援助	共生型グループホームえがお末広
	日中サービス支援型共同生活援助 彩葉
	共同生活援助 七彩

相談支援

サービス種別	事業所名
計画相談支援	留萌市社会福祉協議会 相談支援事業所そら
	基幹相談支援センター うえるデザイン
	相談支援事業所こころる（休止中）
	留萌市子ども発達支援センター
	相談支援事業所エイト
地域移行支援	基幹相談支援センター うえるデザイン
地域定着支援	基幹相談支援センター うえるデザイン
障がい児相談支援	留萌市社会福祉協議会 相談支援事業所そら
	基幹相談支援センター うえるデザイン
	相談支援事業所こころる（休止中）
	留萌市子ども発達支援センター
	相談支援事業所エイト

障がい児通所支援

サービス種別	事業所名
児童発達支援	留萌市子ども発達支援センター
	児童発達支援事業所こころる（休止中）
放課後等デイサービス	留萌市子ども発達支援センター（休止中）
	いろどり
	放課後等デイサービスこころる
	放課後等デイサービスアップワード
	放課後等デイサービス事業所こころる MIRAI
居宅訪問型児童発達支援	留萌市子ども発達支援センター
保育所等訪問支援	留萌市子ども発達支援センター

② 特別支援学級

特別支援学級

区分	学校名	学級数	概要
小学校 23学級	留萌小学校	6学級	知的、情緒、病弱、肢体、言語
	東光小学校	5学級	知的、情緒、病弱、言語
	港北小学校	3学級	知的、情緒、言語
	潮静小学校	3学級	知的、情緒、言語
	緑丘小学校	4学級	知的、情緒、言語
中学校 7学級	留萌中学校	5学級	知的、情緒、病弱、肢体、言語
	港南中学校	4学級	知的、情緒、病弱、言語

資料：留萌市（令和5年5月1日現在）

(3) 障がい福祉サービス事業所の設置状況

令和5年12月31日現在、留萌市内には34箇所の障がい福祉サービスや障がい児通所支援の事業所があります（ただし、複数のサービスを提供している事業所は重複して計上されています。また、休止中の事業所は除きます）。

留萌市内の主な事業所は、就労継続支援（B型）（7箇所）、共同生活援助（3箇所）障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）（7箇所）などとなっており、人口規模の近い道内他都市との比較は以下のとおりです。

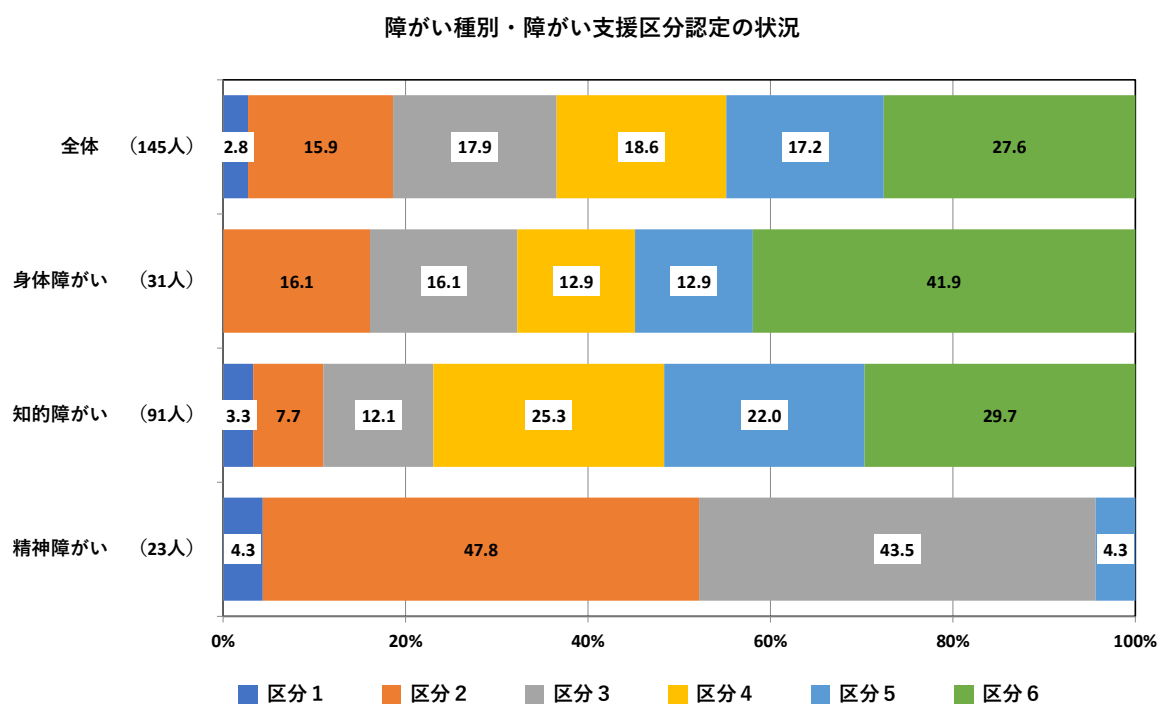
サービス種別	留萌市	砂川市	士別市	深川市	美唄市	富良野市
居宅介護	2	1	2	1	4	4
重度訪問介護	2	0	2	1	3	4
行動援護	1	0	1	0	0	0
同行援護	0	1	0	1	1	0
生活介護	1	3	4	3	4	3
短期入所	1	2	3	2	5	1
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	1	0	0	0	0
就労移行支援	0	1	0	0	1	1
就労継続支援A型	0	2	1	0	1	1
就労継続支援B型	7	5	2	4	8	7
施設入所支援	0	1	1	1	4	1
共同生活援助	3	3	2	2	3	2
計画相談支援	4	1	3	3	3	4
地域移行支援	1	1	1	1	1	2
地域定着支援	1	1	1	1	1	2
障がい児相談支援	4	1	2	3	3	3
児童発達支援	1	4	1	3	3	2
放課後等デイサービス	4	4	2	3	4	2
居宅訪問型児童発達支援	1	1	0	0	0	0
保育所等訪問支援	1	2	2	1	0	0
合計	34	36	30	30	50	39

資料：留萌市は15ページから再掲、他都市は北海道ホームページ

(4) 障害支援区分認定の状況

令和5年7月現在の障害支援区分認定の状況をみると、身体障がい31人、知的障がい91人、精神障がい23人で、あわせて145人（実人数132人）となっています。

支援区分別の割合をみると、身体障がいでは「区分6」が41.9%と多く、知的障がいでは「区分6」が29.7%、「区分4」が25.3%、「区分5」が22.0%、精神障がいでは「区分2」が47.8%、「区分3」が43.5%となっています。



※重複障がいを含むため、合計は実人数（132人）と異なる。

(5) 第6期障がい福祉計画の進捗状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業は、障がい児・者が必要とするサービスを選択し、展開されてきました。

令和3、4年度のサービス見込み量（計画値）に対する「計画比」を見ると、総じて見込み量を下回っており、サービスの利用実績と見込み量には大きな開きがあります。そのような中において、共同生活援助（グループホーム）、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、計画相談支援、児童相談支援が見込み量を大きく超えています。

今後は、障がい児・者の意向を把握し、利用しやすいサービスの提供と確実な供給量の確保に努めるとともに、サービスにつなげるための適切な情報提供を行うことが必要です。

①訪問系サービスの実績と進捗状況

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用時間数 h/月	計画値	584	300	300
		実績値	361	289	260
		計画比	61.8%	96.3%	86.7%
重度訪問介護	利用時間数 h/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画比	-	-	-
同行援護	利用時間数 h/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画比	-	-	-
行動援護	利用時間数 h/月	計画値	6	6	6
		実績値	1	1	6
		計画比	16.7%	16.7%	100.0%
重度障害者等包括支援	利用時間数 h/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画比	-	-	-

※計画値は留萌市第5期障がい福祉計画における見込み量を示しています。

※令和3年度実績値は令和3年度分の12カ月平均、令和4年度実績値は令和4年度分の12カ月平均、令和5年度実績値は見込値です。

※計画比は実績値/計画値のことで。

資料：留萌市調べ

②日中活動系サービスの実績と進捗状況

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数 人/月	計画値	7	7	7
		実績値	7	7	7
		計画比	100.0%	100.0%	100.0%
生活介護	利用者数 人/月	計画値	61	61	61
		実績値	59	58	60
	延利用者数 人/月	計画値	1,396	1,396	1,396
		実績値	1,274	1,218	1,265
		計画比	91.3%	87.2%	90.6%
自立訓練（機能）	利用者数 人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	延利用者数 人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画比	-	-	-
自立訓練（生活）	利用者数 人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	延利用者数 人/月	計画値	23	23	23
		実績値	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練（宿泊型）	利用者数 人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	0	0
	延利用者数 人/月	計画値	23	23	23
		実績値	5	0	0
		計画比	21.7%	0.0%	0.0%
就労移行支援	利用者数 人/月	計画値	2	2	2
		実績値	1	1	1
	延利用者数 人/月	計画値	46	46	46
		実績値	1	4	1
		計画比	2.2%	8.7%	2.2%
就労継続支援A型	利用者数 人/月	計画値	2	2	2
		実績値	2	0	0
	延利用者数 人/月	計画値	46	46	46
		実績値	13	0	0
		計画比	28.3%	0.0%	0.0%
就労継続支援B型	利用者数 人/月	計画値	113	113	113
		実績値	101	102	107
	延利用者数 人/月	計画値	2,150	2,150	2,150
		実績値	1,787	1,799	1,892
		計画比	83.1%	83.7%	88.0%

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用時間数 人/月	計画値	0	0	0
		実績値	1	1	1
		計画比	-	-	-
短期入所（福祉型）	利用者数 人/月	計画値	2	2	2
		実績値	0	1	2
	延利用者数 人/月	計画値	0	2	2
		実績値	0	1	5
		計画比	-	50.0%	250.0%
短期入所（医療型）	利用者数 人/月	計画値	2	2	2
		実績値	0	0	1
	延利用者数 人/月	計画値	7	7	7
		実績値	0	0	1
		計画比	0.0%	0.0%	14.3%

③居住系サービスの実績と進捗状況

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用者数 人/月	計画値	45	45	45
		実績値	46	45	45
		計画比	102.2%	100.0%	100.0%
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数 人/月	計画値	32	32	32
		実績値	33	38	44
		計画比	103.1%	118.8%	137.5%
自立生活援助	利用者数 人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画比	-	-	-

④障がい児通所支援の実績と進捗状況

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数 人/月	計画値	31	31	31
		実績値	38	40	51
	延利用者数 人/月	計画値	100	100	100
		実績値	122	106	116
		計画比	122.0%	106.0%	116.0%
放課後等デイサービス	利用者数 人/月	計画値	79	79	79
		実績値	118	119	135
	延利用者数 人/月	計画値	780	780	780
		実績値	716	678	822
		計画比	91.8%	86.9%	105.4%

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用者数 人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	延利用者数 人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画比	-	-	-
保育所等訪問支援	利用者数 人/月	計画値	6	6	6
		実績値	9	21	44
	延利用者数 人/月	計画値	6	6	6
		実績値	11	30	46
		計画比	183.3%	500.0%	766.7%
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 人/月	計画値	2	2	2
		実績値	1	1	1
	延利用者数 人/月	計画値	8	8	8
		実績値	6	5	6
		計画比	75.0%	62.5%	75.0%

⑤相談支援の実績と進捗状況

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 人/月	計画値	18	18	18
		実績値	42	43	42
		計画比	233.3%	238.9%	233.3%
地域移行支援	利用者数 人/月	計画値	2	2	2
		実績値	0	1	1
		計画比	0.0%	50.0%	50.0%
地域定着支援	利用者数 人/月	計画値	3	3	3
		実績値	2	1	1
		計画比	66.7%	33.3%	33.3%
児童相談支援	利用者数 人/月	計画値	10	10	11
		実績値	29	29	30
		計画比	160.0%	166.7%	180.0%

⑥地域生活支援事業のサービスの実績と進捗状況

サービス種別	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業					
障がい者相談支援事業	実施箇所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
地域自立支援協議会	実施箇所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
意思疎通支援事業					
手話通訳者派遣事業	延べ人数／年	計画値	29	29	29
		実績値	25	13	13
		計画比	86.2%	44.8%	44.8%
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数	計画値	2	2	2
		実績値	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%
自立生活支援用具	給付件数	計画値	3	3	3
		実績値	0	2	2
		計画比	0.0%	66.7%	66.7%
在宅療育等支援用具	給付件数	計画値	6	6	6
		実績値	1	3	6
		計画比	16.7%	50.0%	100.0%
情報・意思疎通支援用具	給付件数	計画値	2	2	2
		実績値	0	0	0
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%
排せつ管理支援用具	給付件数 (1カ月分を1件)	計画値	778	778	778
		実績値	811	751	783
		計画比	104.2%	96.5%	100.6%
住宅改修費	給付件数	計画値	1	1	1
		実績値	1	2	1
		計画比	100.0%	200.0%	100.0%
移動支援事業					
実利用者数	人／月	計画値	18	18	18
		実績値	13	10	12
		計画比	72.2%	55.6%	66.7%
延べ利用時間数	時間／月	計画値	41	41	41
		実績値	18	19	27
		計画比	43.9%	46.3%	65.9%
地域活動支援センター事業					
実施箇所数	箇所数	計画値	1	1	1
		実績値	1(休止中)	1(休止中)	1(休止中)

4 上位計画・関連計画

①留萌市総合計画

本市では、まちづくりの基本的な方向を示すものとして、平成29年度から令和8年度までを基本構想期間とし、平成29年度から令和3年度までを前期基本計画期間、令和4年度から令和8年度までを後期基本計画期間として策定しました。

この計画では、基本理念を「1.安全・安心なまち」、「2.充実した教育と健康のまち」、「3.活力あるまち」、「4.コンパクトなまち」とし、この4つの基本理念の実現により目指す都市像（基本テーマ）を「みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌」と定めています。

目指す都市像の実現に向けての基本政策を6つに分類、それらは、1) 産業・港・雇用、2) 観光・交流、3) 健康・福祉、4) 教育・子育て、5) 防災・防犯、6) 環境・都市基盤としています。

障がい者福祉施策については、この6つの基本政策のすべてに関わっており、雇用の場の確保、健康づくり、生活支援、バリアフリーなど、障がい者が自立して生活できる環境を目指し、各種施策を推進することとしています。

②障害者基本計画（第5次）

国は、障害者基本法に基づく計画として、令和5年度からの5年間に講じべき施策の基本的方向を定めた障害者基本計画(第5次)を策定しました。

この計画では、障害者基本法における、1) 地域社会における共生等、2) 差別の禁止、3) 国際的協調、の3条項を基本原則としています。

施策推進の基本方針として、1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保、2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援、5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進、6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進、の6つの横断的な視点を取り上げています。

分野別施策については、1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、2) 安全・安心な生活環境の整備、3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、4) 防災、防犯等の推進、5) 行政等における配慮の充実、6) 保健・医療の推進、7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進、8) 教育の振興、9) 雇用・就業、経済的自立の支援、10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興、11) 国際社会での協力・連携の推進、の11分野について基本的な方向を示しています。

③ 第1期ほっかいどう障がい福祉プラン

北海道は、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指し、障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し、「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」（計画期間：令和6年度から令和11年度）を策定しています。

計画を推進するために目指す方向として、1) 地域における生活の維持及び継続の推進、2) 就労定着に向けた支援、3) 地域共生社会の実現に向けた取組、4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、5) 障がい者の社会参加を支援する取組、6) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、7) 発達障がい者支援の一層の充実、の7つを掲げています。

また、計画を推進するための基本的な考え方として、以下のとおり示されています。

I 北海道障がい者条例の施策の推進	
	① 北海道障がい者条例の施策の推進
施策	1. 権利擁護の推進・虐待の防止 2. 基本指針に基づく施策の促進 3. 就労支援の充実
	② 権利擁護の推進
施策	1. 権利擁護の推進・虐待の防止 2. 成年後見制度等の活用促進 3. 理解の促進 4. 地域福祉活動の推進
	③ 就労支援施策の充実・強化
施策	1. 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり 2. 一般就労の推進 3. 多様な就労の機会の確保資料 4. 福祉的就労の底上げ
II 地域生活支援体制の充実	
	④ 相談支援体制・地域移行支援の充実
施策	1. 生活支援体制の充実 2. 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化 3. 意思決定支援の推進 4. 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実 5. 生活安定施策の推進 6. 障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施
	⑤ サービス提供基盤の整備
施策	1. 住まいの基盤整備の充実 2. 日中活動サービスの充実 3. 地域生活を支えるサービス基盤の充実

	4. 共生型地域福祉拠点の取組の推進 5. 地域間格差の縮小 6. 施設による支援
	⑥ 保健福祉・医療施策の充実
施策	1. 適切な保健・医療の提供 2. 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 3. 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実 4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	⑦ 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上
施策	1. 人材の確保・定着・養成 2. サービスの質の向上
Ⅲ 自立と社会参加の促進	
	⑧ 障がい児支援の充実
施策	1. 障がいのある子どもに対する支援の充実 2. 学校教育の充実 3. 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実
	⑨ 発達障がい者や在宅の障がいのある人等への支援
施策	1. 発達障がいのある人等に対する支援の充実 2. 在宅の障がいのある人への支援の充実
	⑩ 自立と社会参加の促進・取組定着
施策	1. 社会参加の促進 2. スポーツ・文化芸術活動の振興 3. 読書バリアフリーの推進 4. 生涯学習機会の充実
Ⅳ バリアフリー社会の実現	
	⑪ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進
施策	1. 情報通信における情報アクセシビリティの向上 2. 意思疎通支援の充実 3. 言語としての手話の理解促進等
	⑫ 安全確保に備えた地域づくりの推進
施策	1. 住まい・まちづくりの推進 2. 移動・交通のバリアフリーの促進 3. 防災・防犯対策の推進

④ 第3期留萌市地域福祉計画

本市では、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第4期留萌市地域福祉計画を令和4年3月に策定しています。

この計画は、地域福祉推進の基本理念や基本目標、基本施策を明らかにするとともに、市民・行政・関係団体などの連携による地域の支え合いによって、すべての市民が住み慣れた地域で、生涯を通じた健康づくりと自立した生活を送ることができる社会の構築を目的としています。

基本理念を「みんなで支え合う安心と健康のまちづくり」とし、施策展開のための4つの基本目標として、1) みんなで支え合うやさしさに満ちたまちづくり、2) 健康な心と体で元気に暮らせる活力あるまちづくり、3) だれもが適切な福祉サービスを利用できるまちづくり、4) すべての市民が安全で安心して暮らせるまちづくり、と定めています。

⑤ 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

本市では、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画として高齢者保健福祉計画を、介護保険法に基づく介護保険事業計画を、令和6年度から令和8年度までを計画期間として、令和5年度に策定することとしています。

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」は連携する必要がある、老人福祉法および介護保険法では、それぞれの担う役割を明らかにして2つの計画を一体のものとして作成しなければならないこととしています。

「高齢者保健福祉計画」は、市町村の高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置づけており、「介護保険事業計画」は、市町村の区域内における要介護者などの人数、介護保険給付等対象サービスや地域支援事業の見込み量を定めるなど介護保険事業の運営の基となる計画です。

計画の基本理念を「住み慣れた地域で、共に支えあいながら、生き生きと笑顔あふれるまちづくり」とし、高齢者の介護予防（健康づくり）の支援、以下8つの基本方針を定め、施策の推進を図ることとしています。

⑥ 第2次留萌市健康づくり計画

本市では、健康増進法に基づく市町村健康増進計画として、平成29年度から平成38年度までを計画期間とする第2次留萌市健康づくり計画を平成29年3月に策定しています。

この計画は、市民の健康増進を図るための基本的な事項を示すとともに、母子保健法における具体的な取り組みを示す母子保健計画も包含した、市民の総合的な健康づくりのための行動指針として定めています。

計画の基本テーマは、「いきいき健康 増やそう笑顔」としています。

施策推進のための方向性として、1) 生活習慣の改善、2) 生活習慣病の予防と重症化予防、3) 健康づくりを守り支える環境づくり、の3つとしています。

この方向性の実現に向けての健康づくりを推進するため、目標値を設定し、各項目別の目標と指標を設定し、市民・家庭、地域、行政の具体的な取り組み方策（事業等）を定めています。

⑦ 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画

本市では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るために、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画を令和2年3月に策定し、同年9月、令和3年3月及び令和4年3月に改訂を行っています。

この計画は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す子ども・子育て支援法の基本的な考えを踏まえ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として策定しています。

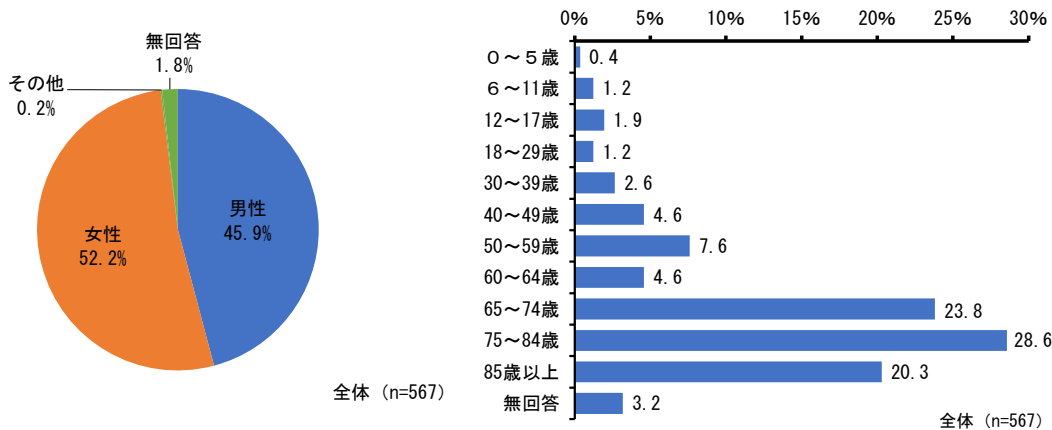
計画の基本理念は、『子どもたちの生きる力「夢・希望・笑顔」あふれるまち』としています。

施策推進のための基本視点として、1) すべての子どもたちの心豊かな成長を育む環境づくり、2) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、3) 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり、4) 特別な支援が必要な子どもが健やかに成長できる環境づくり、と定め、事業計画を推進していくこととしています。

5 アンケート調査結果の概要

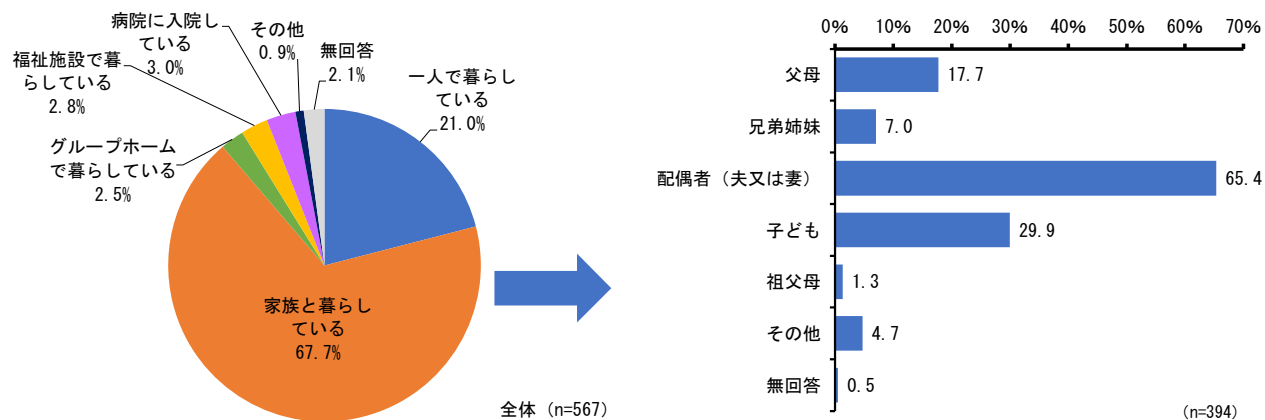
●性別・年齢

- ・「女性」の割合が 52.2% と高く、「男性」が 45.9% です。
- ・「75～84 歳」の割合が 28.6% と最も高く、次いで「65～74 歳」が 23.8%、「85 歳以上」が 20.3% の順で、65 歳以上が 7 割強となっています。



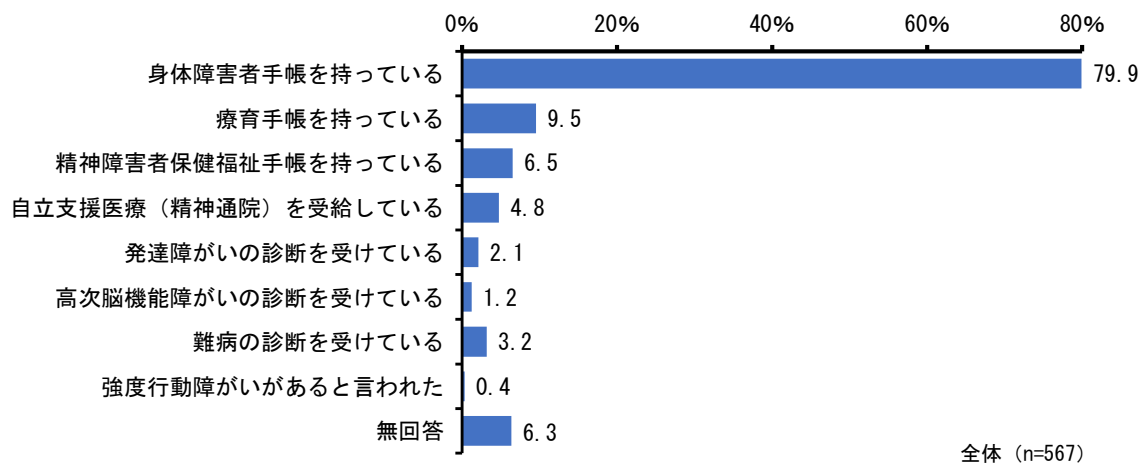
●暮らし方（世帯の状況）

- ・「家族と暮らしている」の割合が 67.7% と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が 21.0% です。



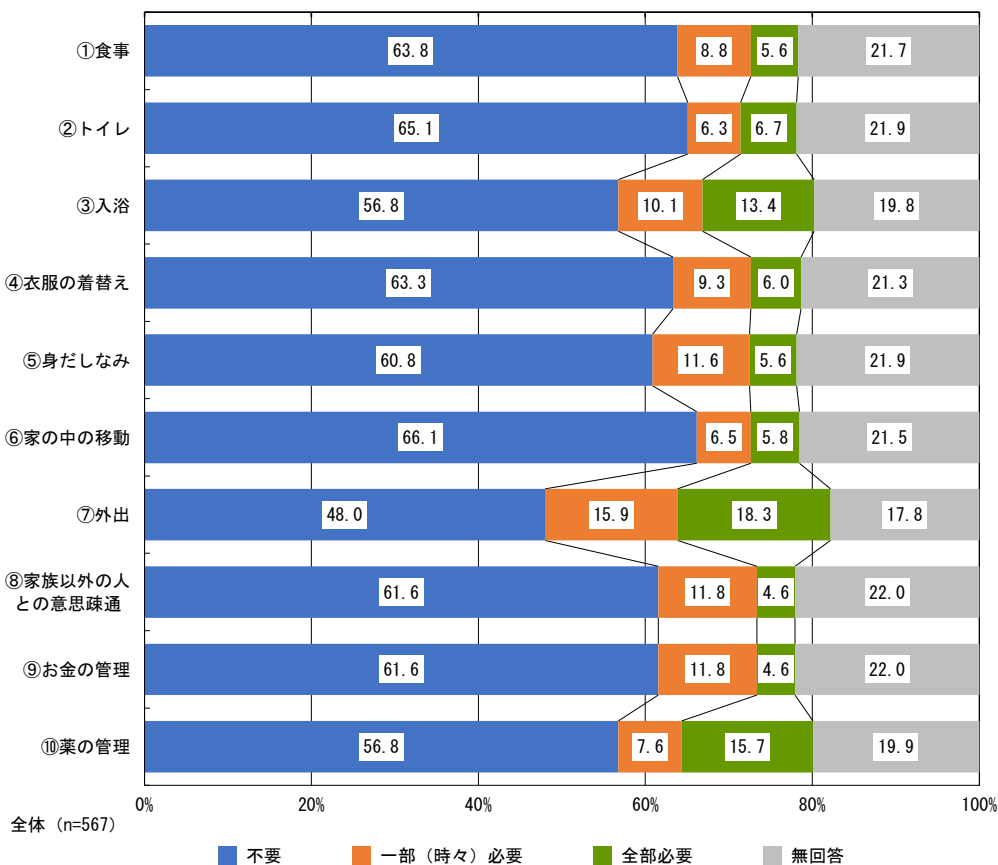
●障がい種別・診断名

- ・「身体障害者手帳を持っている」の割合が79.9%と最も高く、次いで「療育手帳を持っている」が9.5%、「精神障害者保健福祉手帳を持っている」が6.5%、「自立支援医療（精神通院）を受給している」が4.8%、「難病の診断を受けている」が3.2%の順です。



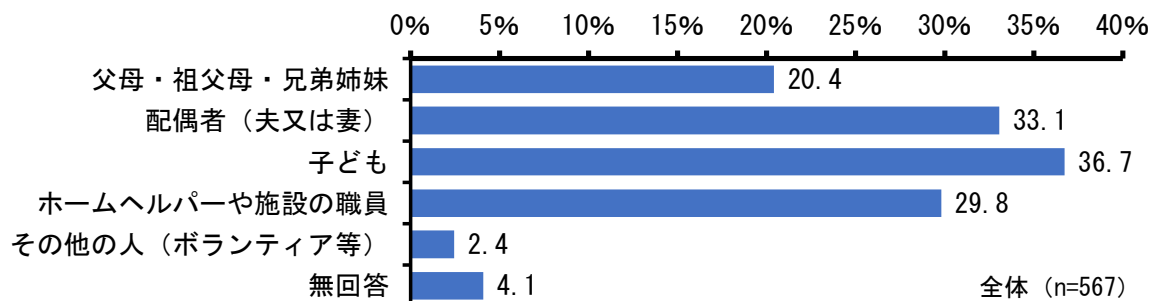
●日常生活での介助の状況

- ・支援が「不要」割合が低いのは、「⑦外出」が48.0%と最も低く、次いで「③入浴」と「⑩薬の管理」が56.8%、「⑤身だしなみ」が60.8%となっています。また、



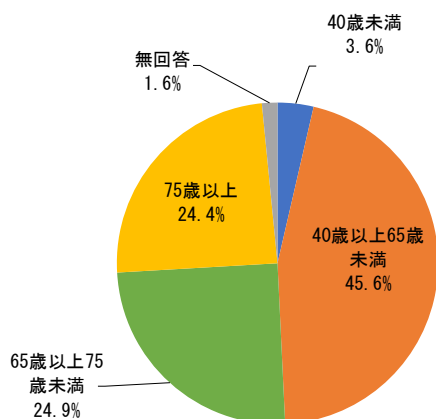
●介助者

- ・「子ども」の割合が36.7%と最も高く、次いで「配偶者（夫又は妻）」が33.1%、「ホームヘルパーや施設の職員」が29.8%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が20.4%の順です。



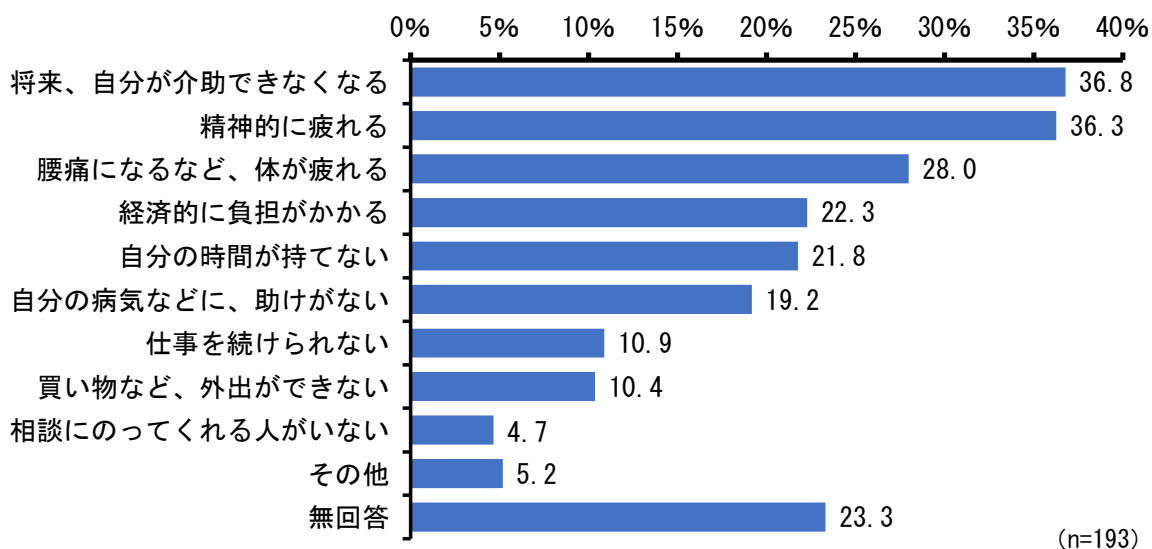
●主な家族介助者等の年齢

- ・「40歳以上65歳未満」の割合が45.6%と最も高く、次いで「65歳以上75歳未満」が24.9%、「75歳以上」が24.4%の順です。



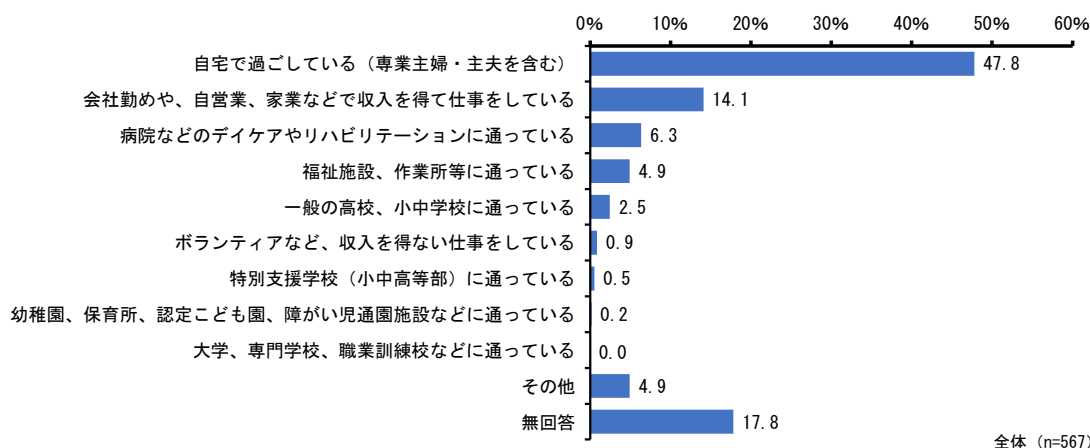
●家族介助者が困っていること

- ・「将来、自分が介助できなくなる」の割合が36.8%と最も高く、次いで「精神的に疲れる」が36.3%、「腰痛になるなど、体が疲れる」が28.0%、「経済的に負担がかかる」が22.3%、「自分の時間が持てない」が21.8%の順です。



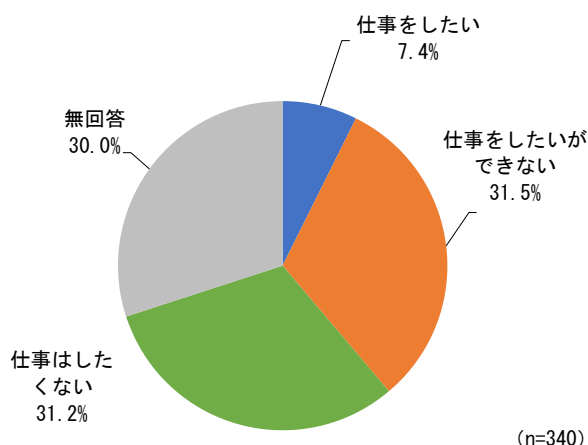
●日中の過ごし方

- ・「自宅で過ごしている（専業主婦・主夫を含む）」の割合が47.8%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が14.1%、「病院などのデイケアやリハビリテーションに通っている」が6.3%、「福祉施設、作業所等に通っている」が4.9%の順です。



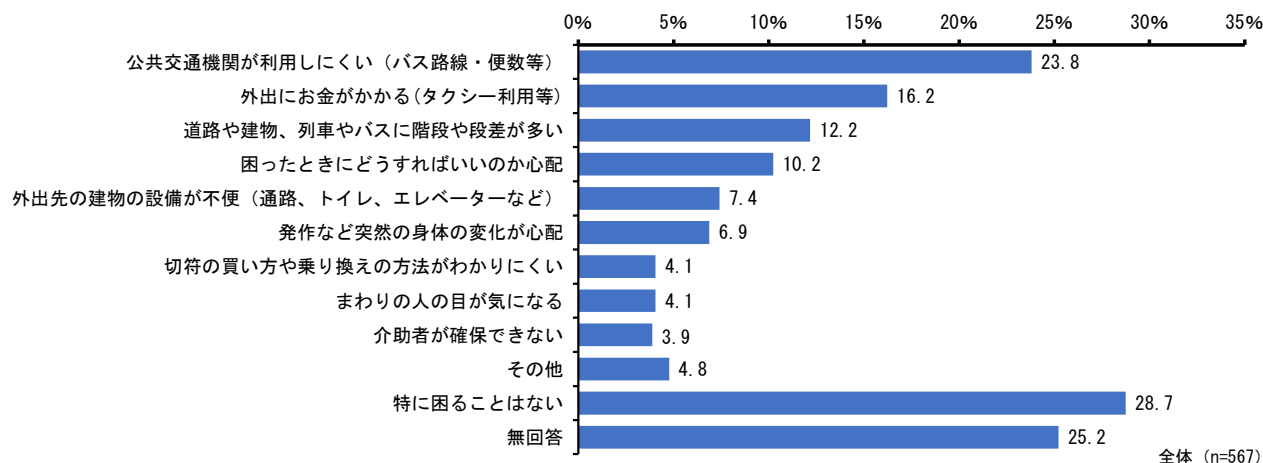
●就労意向

- ・現在仕事をしていない人の就労意向は、「仕事をしたいができない」の割合が31.5%と最も高く、次いで「仕事はしたくない」が31.2%、「仕事をしたい」が7.4%です。



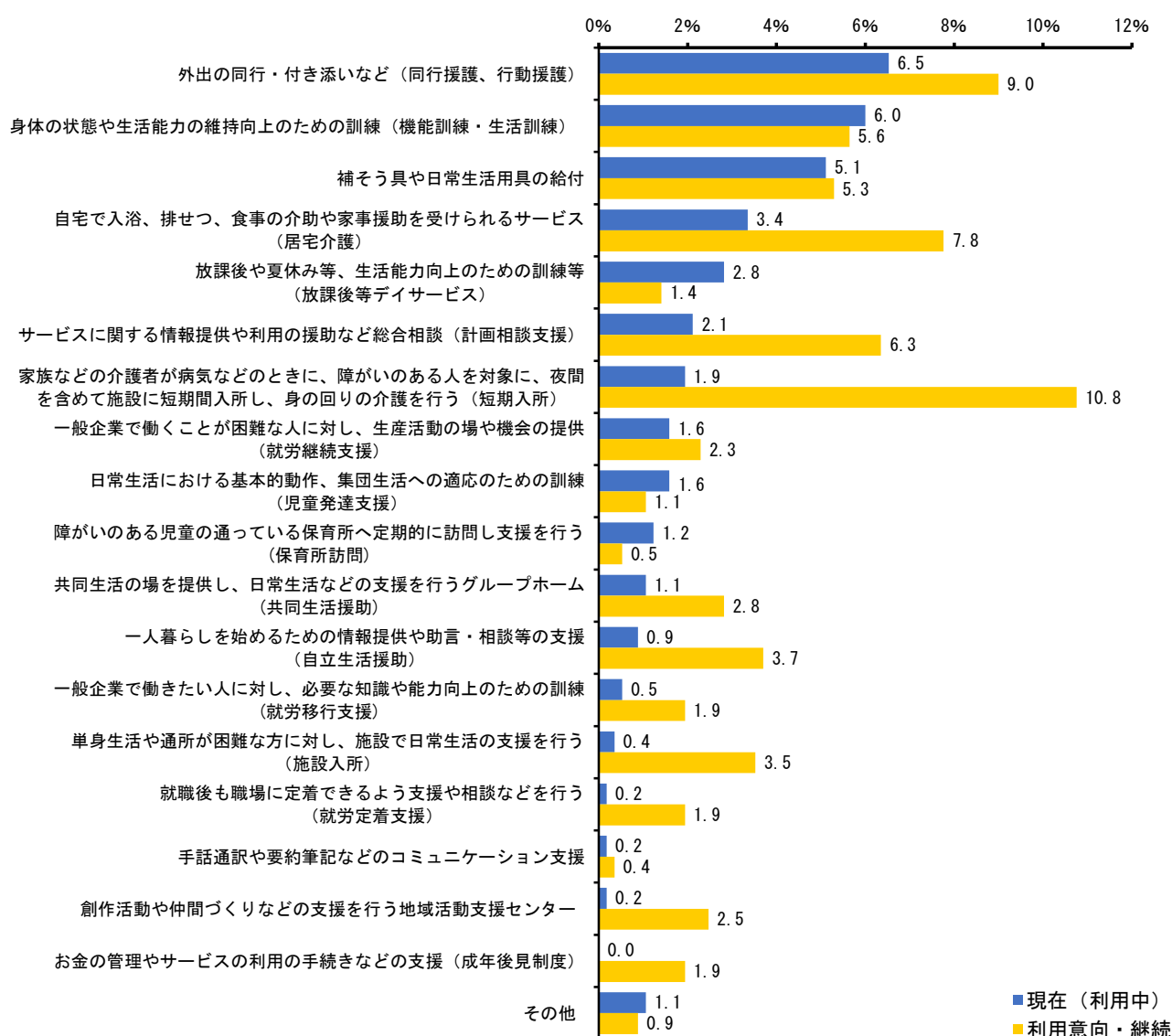
●外出の際の困りごと

- ・「公共交通機関が利用しにくい（バス路線・便数等）」の割合が23.8%と最も高く、次いで「外出にお金がかかる（タクシー利用等）」が16.2%、「道路や建物、列車やバスに階段や段差が多い」が12.2%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が10.2%の順です。



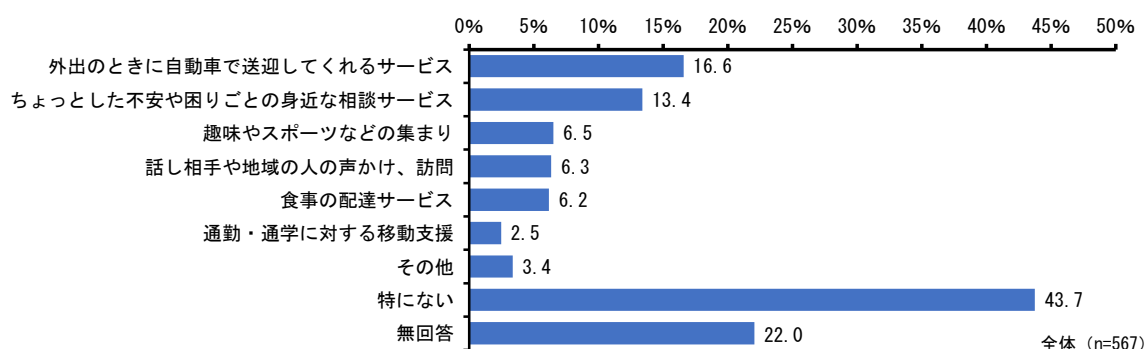
●障がい福祉サービスの利用意向

- ・現在利用中のサービスは、「補そう具や日常生活用具の給付」が5.3%の順です。
- ・利用しているサービスは、「障がい福祉サービスは利用していない」の割合が34.6%と最も高く、次いで「外出の同行・付き添いなど（同行援護、行動援護）」が6.5%、「身体の状態や生活能力の維持向上のための訓練（機能訓練・生活訓練）」が6.0%、「補そう具や日常生活用具の給付」が5.1%、「自宅で入浴、排せつ、食事の介助や家事援助を受けられるサービス（居宅介護）」が3.4%の順です。
- ・今後利用したいもの・引き続き利用したいサービスは、「障がい福祉サービスを利用する必要はない」の割合が13.6%と最も高く、次いで「家族などの介護者が病気などのときに、障がいのある人を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所し、身の回りの介護を行う（短期入所）」が10.8%、「外出の同行・付き添いなど（同行援護、行動援護）」が9.0%、「自宅で入浴、排せつ、食事の介助や家事援助を受けられるサービス（居宅介護）」が7.8%、「サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談（計画相談支援）」が6.3%の順です。



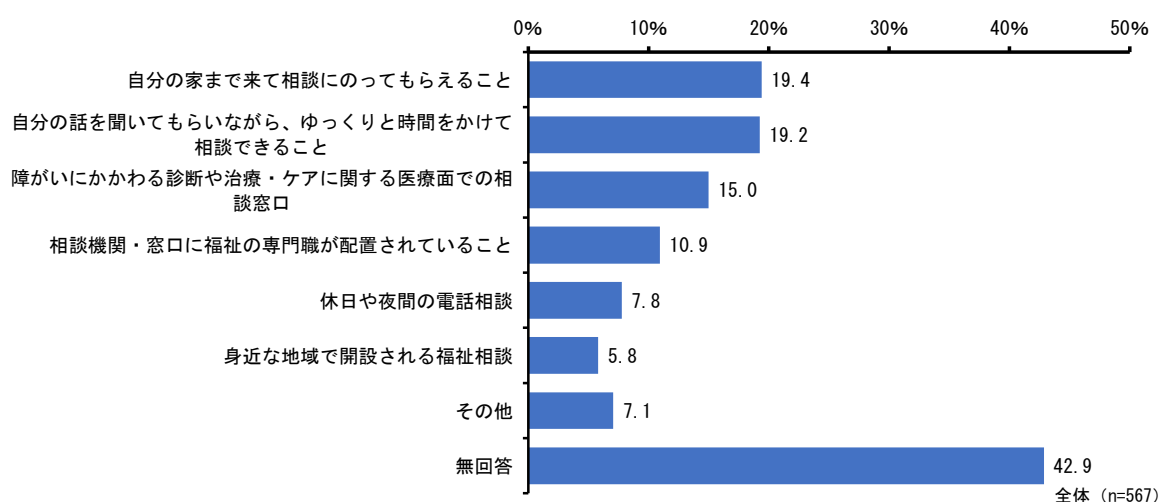
●障がい福祉サービス以外の必要な支援

- ・「外出のときに自動車で送迎してくれるサービス」の割合が16.6%と最も高く、次いで「ちょっとした不安や困りごとの身近な相談サービス」が13.4%です。



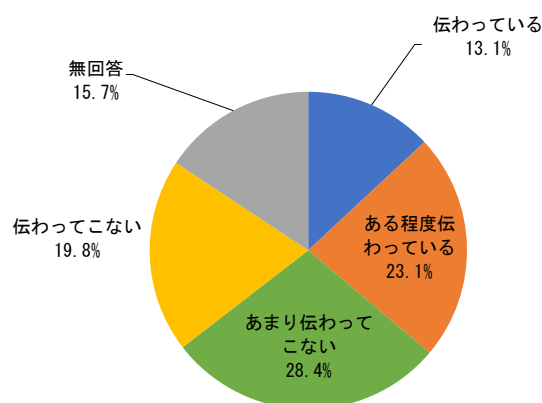
●相談支援に対する希望

- ・「自分の家まで来て相談にのってもらえること」の割合が19.4%と最も高く、次いで「自分の話を聞いてもらいながら、ゆっくりと時間をかけて相談できること」が19.2%、「障がいにかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談窓口」が15.0%、「相談機関・窓口で福祉の専門職が配置されていること」が10.9%の順です。



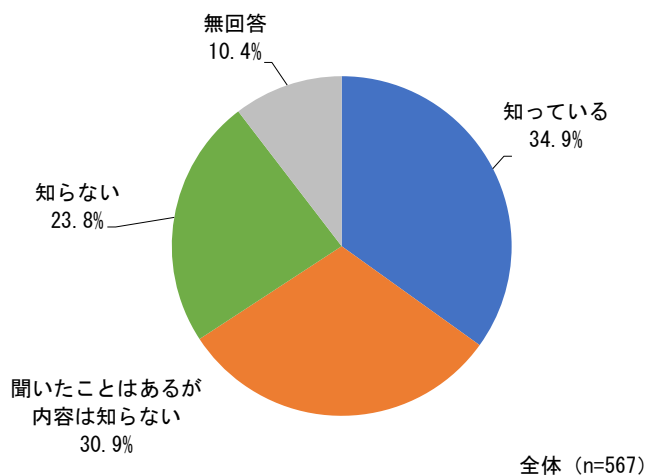
●福祉サービス等に関する情報の伝わり方

- ・「伝わっている」が13.1%、「ある程度伝わっている」が23.1%で、合わせた割合は36.2%です。一方、「あまり伝わっていない」が28.4%、「伝わっていない」が19.8%で、合わせた割合は48.2%となっています。



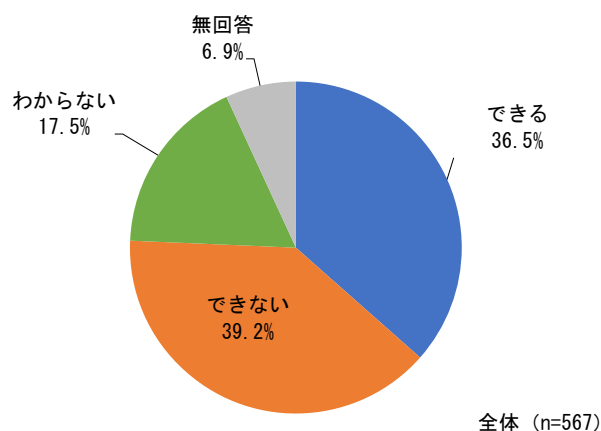
●成年後見制度について

- ・「知っている」の割合が34.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容は知らない」が30.9%、「知らない」が23.8%です。



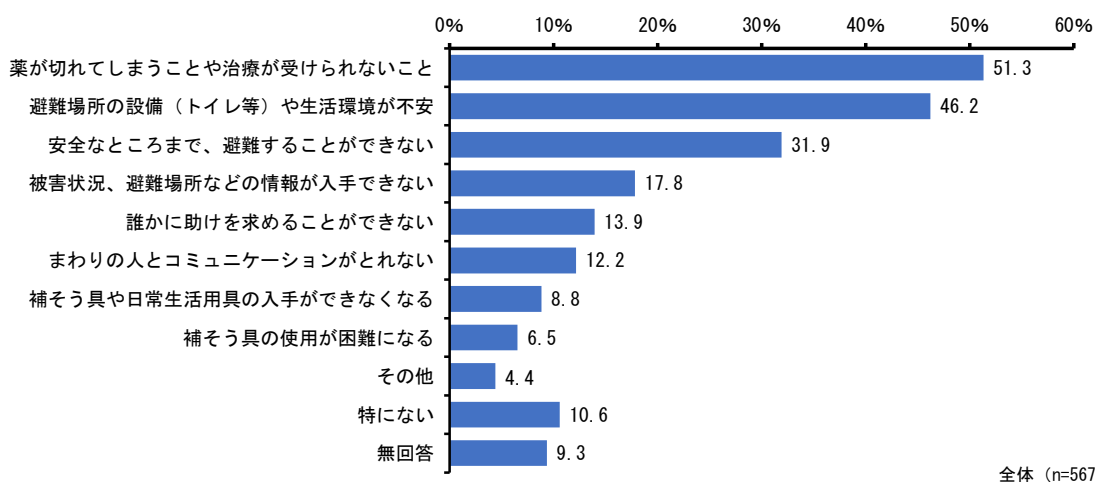
●災害時に一人で避難をすること

- ・「できない」の割合が39.2%と最も高く、次いで「できる」が36.5%、「わからない」が17.5%です。



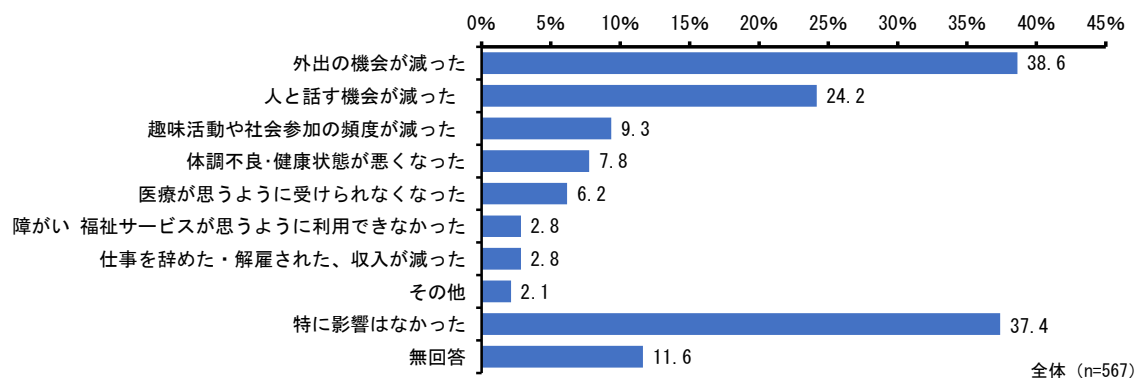
●災害時に困ること

- ・「薬が切れてしまうことや治療が受けられないこと」の割合が51.3%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が46.2%、「安全なところまで、避難することができない」が31.9%、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が17.8%の順です。



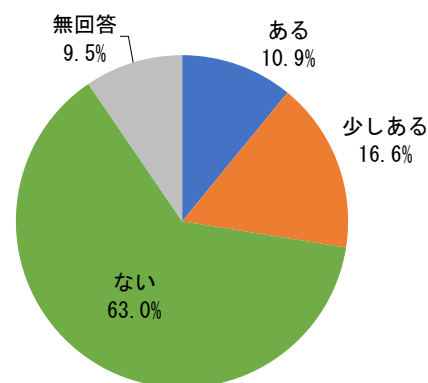
●新型コロナウイルス感染症による生活への影響

- ・「外出の機会が減った」の割合が38.6%と最も高く、次いで「人と話す機会が減った」が24.2%、「趣味活動や社会参加の頻度が減った」が9.3%、「体調不良・健康状態が悪くなった」が7.8%の順です。一方、「特に影響はなかった」が37.4%となっています。



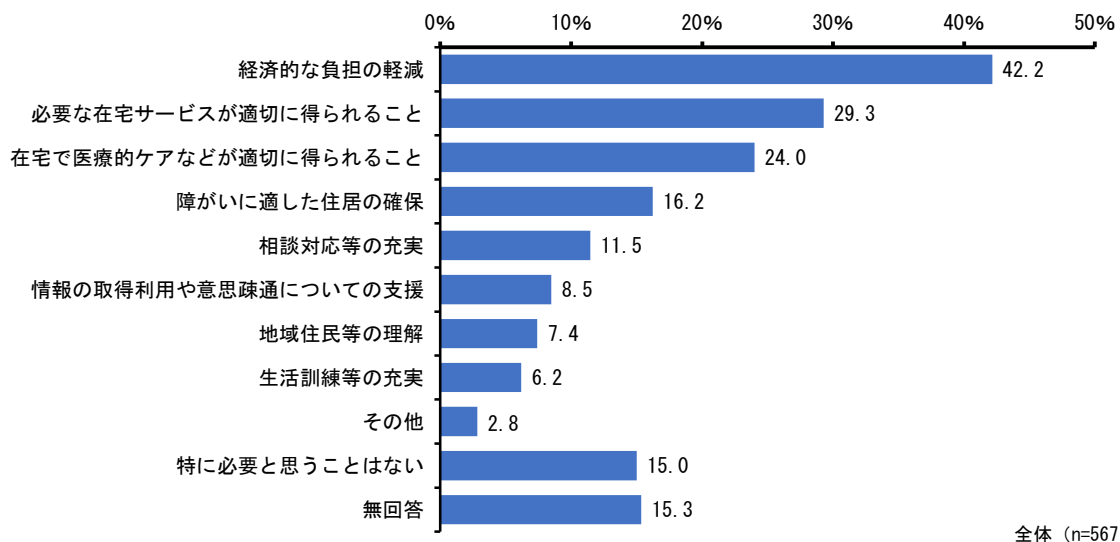
●差別を感じたり、嫌な思いをしたりすること

- ・「ある」が10.9%、「少しある」が16.6%で、合わせた割合は26.5%です。



●望む暮らしを実現するために必要な福祉施策や支援

- ・「経済的な負担の軽減」の割合が42.2%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に得られること」が29.3%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が24.0%、「障がいに適した住居の確保」が16.2%の順です。



6 障がい者を取り巻く現状やアンケート調査結果からみた課題

前計画では8つの基本方針を掲げ、施策を推進してきました。ここでは、基本方針別に課題を整理しました。

●基本方針1 総合的な相談サービスの提供

- ・アンケート調査の結果では、福祉サービスや助成制度等に関する情報を求める声も多かったことから、複雑かつ多様化するサービスや制度について、わかりやすく情報提供をするとともに、身近な地域で、寄り添った相談支援が必要です。
- ・身体障害者手帳所持者の7割が70歳以上であることから、地域包括支援センターとの連携が不可欠です。

●基本方針2 利用しやすい福祉サービスの提供

- ・アンケート調査の結果では、障がい福祉サービスの利用意向は「短期入所」、「同行援護」、「行動援護」、「居宅介護」などの割合が高くなっています。サービス内容を分かりやすく伝えると共に、適切な利用促進が必要です。
- ・障がいのある人の自立の促進や、家族等の介護負担の軽減を図るために、各種サービス事業所との連携により、サービス基盤の充実や質の向上を図ることが必要です。

●基本方針3 社会参加の促進

- ・アンケート調査の結果では、「日中自宅で過ごしている」と回答した方が5割弱となっています。仕事の有無にかかわらず、地域活動や趣味など社会参加の促進が図られるような体制づくりが必要です。一方、スポーツ・レクリエーションなどへの参加者は固定化される傾向がみられることから、より多くの人に関心をもち、参加しやすいメニューの工夫やPRの強化が必要です。

●基本方針4 障がい理解の促進、権利擁護の推進

- ・アンケート調査の結果では、成年後見制度に関して「知っている」割合が低いことから周知が必要です。また、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する相談支援や利用支援の充実が必要です。
- ・また、障がいを理由に差別を感じたり、虐待を受けたことがある割合が一定程度みられることから、障害者差別解消法等の周知や人権等について、障がいのある方への理解や認識を深められるよう、さらなる啓発が必要です。

●基本方針5 地域生活への移行促進・地域生活の継続に向けた支援

- ・前回調査と比較すると、「自宅（アパート・借家なども含む）で、家族などと一緒に暮らしたい」の割合が高くなっており、「グループホーム等で、介助や支援を受けながら利用者と一緒に暮らしたい」の割合が低くなっていますが、「地域移行」は国が進める柱の1つであることから、サービス提供事業所や地域の不動産仲介業者等との連携が引き続き重要です。

●基本方針6 就労支援の充実

- ・アンケート調査の結果では、18～64歳での「仕事をしたい」の割合が3割程度となっています。雇用を促進するためには、「身体的な負担が大きい」、「精神的な負担が大きい」、「給与・工賃などの収入が少ない」、「障がいに対する職場の理解不足」等の課題の解消向け、相談支援の充実を図るとともに、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所や関係機関との緊密な連携が必要です。

●基本方針7 災害に備えた避難体制などの確保

- ・アンケート調査の結果では、災害時に「一人で避難できない」の割合が4割弱、困ることは「薬が切れてしまうことや治療が受けられないこと」の割合が5割超と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が5割弱、「安全なところまで、避難することができない」が3割強となっており、震災や豪雨など自然災害による被害が増えていることから、災害発生時の避難支援体制や福祉避難所の確保などの対策を一層充実させていく必要があります。

●基本方針8 障がい児支援の充実

- ・障がいのある子どもの数が増える傾向にある中で、早期発見、支援を行うために、療育・保育体制の充実や関係機関との連携の強化が必要です。
- ・発達障がいなど障がいの多様化に対応するため、保育士や教職員、障がい児通所支援サービス事業所の支援員等に対する実践的な研修や指導を充実させていくことが必要です。

第3章 留萌市障がい者保健福祉計画などの推進

1 障がい者保健福祉計画

(1) 計画策定の目的および基本理念

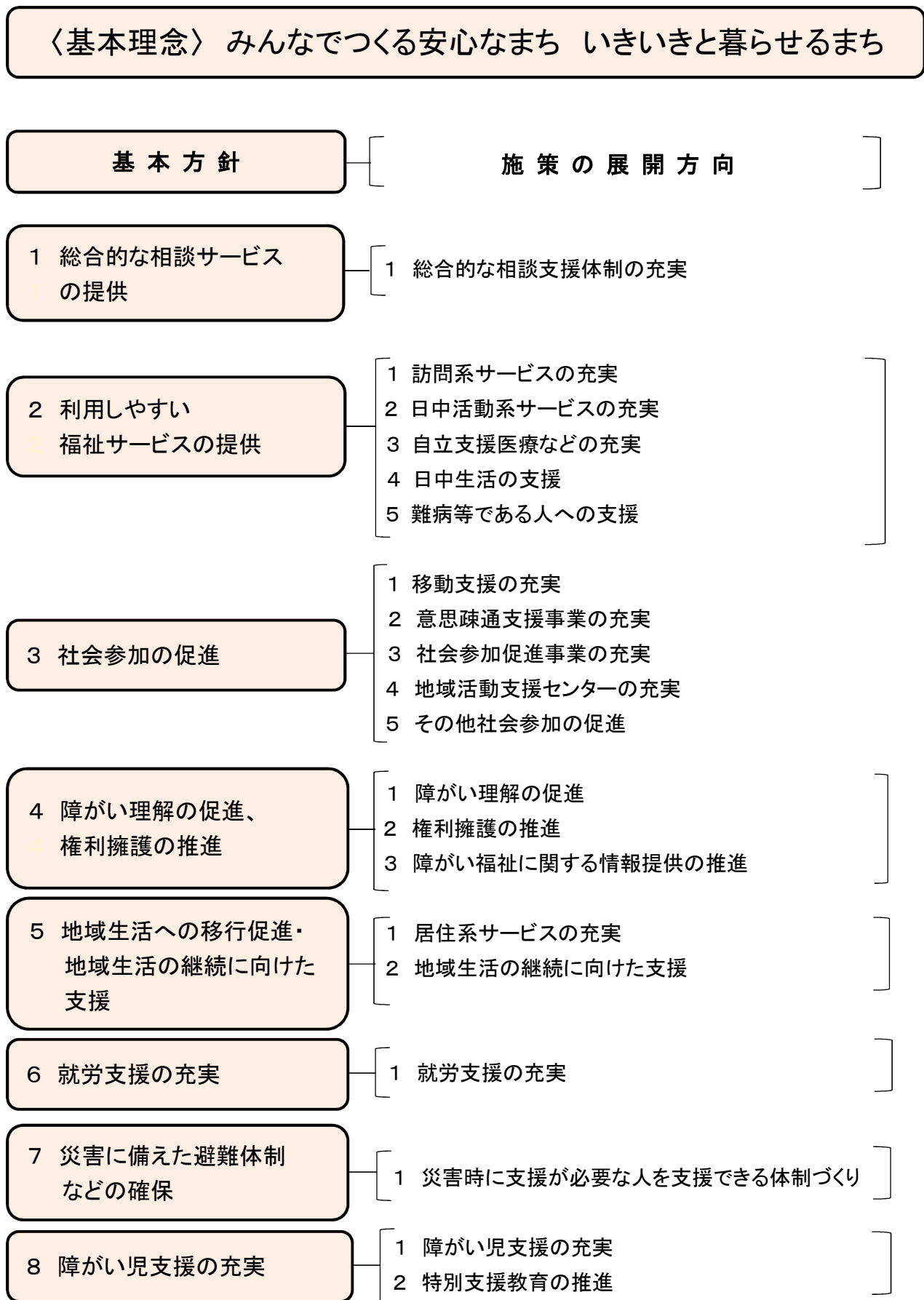
本計画策定の目的は、「障がい者に対する差別や偏見のない社会を構築するため、市民の障がい者に対する理解を深めるとともに、地域が見守り、支援し、障がい者が自立できる生活環境」を目指し、留萌市総合計画や国および北海道の障害者基本計画などを上位計画として、障がい児・者の自立や社会参加の促進など、誰もが住みやすく、ともに支え合う地域社会づくりを目的とします。

また、これらの目的を達成するため、基本理念を『みんなでつくる安心なまち いきいきと暮らせるまち』と設定します。

基本理念

みんなでつくる安心なまち いきいきと暮らせるまち

(2) 障がい者保健福祉計画の施策体系



(3) 基本方針

留萌市の障がい福祉施策を展開するための施策の柱となる基本方針は、以下のとおりとし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、それぞれの方針を具体化するための施策を展開します。

基本方針 1 総合的な相談サービスの提供

本市は、障がい児・者の相談支援を行うため、相談支援事業（生活支援・就労支援）を引き続き設置し、障がい児・者がライフステージに応じて地域で安心して暮らすために、相談に対して的確に対応できる一元的、総合的な相談支援体制を目指します。

基本方針を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 1-1 総合的な相談支援体制の充実

基本方針 2 利用しやすい福祉サービスの提供

本市は、これまでも、障がい福祉サービスや障がい児通所支援など障がい児・者や介護者のニーズに応じたサービスの提供に努めてきました。しかし、障がい児・者の生活スタイルは様々でニーズも多様化しています。

障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、今まで以上に障がい児・者の生活実態に対応できる福祉サービスの提供が欠かせないことから、さらに利用しやすいサービスの提供を目指します。

基本方針を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 2-1 訪問系サービスの充実

施策 2-2 日中活動系サービスの充実

施策 2-3 自立支援医療などの充実

施策 2-4 日中生活の支援

施策 2-5 難病等である人への支援

基本方針 3 社会参加の促進

地域で生きがいを持って暮らしていくために、移動支援、障がいの特性に応じた手段による意思疎通支援の充実や、その他の社会参加促進事業の充実を図り、障がい児・者の地域行事への積極的な参加などを目指します。

また、地域活動支援センターの充実を図るなど、障がい児・者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

基本方針を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

- 施策 3-1 移動支援の充実
- 施策 3-2 意思疎通支援事業の充実
- 施策 3-3 社会参加促進事業の充実
- 施策 3-4 地域活動支援センターの充実
- 施策 3-5 その他社会参加の促進

基本方針 4 障がい理解の促進、権利擁護の推進

障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい理解を深める取り組みを通じ、障がいがある人もない人もお互いを尊重し合えるよう共生社会の実現を目指します。

また、障がい児・者への虐待の防止、障がいを理由とする差別などの解消に取り組むほか、成年後見制度の利用促進など、一層の権利擁護を推進します。

障がい福祉に関する必要な情報について、障がいの有無にかかわらず入手できるよう、わかりやすい情報提供を推進します。

基本方針を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

- 施策 4-1 障がい理解の促進
- 施策 4-2 権利擁護の推進
- 施策 4-3 障がい福祉に関する情報提供の推進

基本方針 5 地域生活への移行促進・地域生活の継続に向けた支援

居住の場となるグループホームは、市内の事業者による設置は3カ所であり、施設・病院での生活から地域生活への移行を円滑に進めるためには、さらなる居住の場の確保が求められています。

また、在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた家族が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

基本方針を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 5 - 1 居住系サービスの充実

施策 5 - 2 地域生活の継続に向けた支援

基本方針 6 就労支援の充実

福祉的就労については、その基盤は整ってきていますが、一般就労についてはさらなる支援体制の充実が必要です。

障がい者が自立した生活を送るため、就労支援を行う相談支援事業所を引き続き開設し、就労に関する相談支援を行うとともに、その意欲や能力に応じた就労の場を確保できるよう、就労に必要な知識や能力の習得を目指します。

また、障がい者が生き生きと働くことができるよう、企業などの障がい者雇用に対する理解を高めるための取り組みや、働きやすい職場環境づくりのための取り組みを推進します。

基本方針を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 6 - 1 就労支援の充実

基本方針 7 災害に備えた避難体制などの確保

災害発生時における障がい児・者の避難について、その特性に配慮した支援を行えるよう、避難支援体制を構築し、安心して安全な地域の体制づくりに努めます。

基本方針を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 7-1 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり

基本方針 8 障がい児支援の充実

発達に遅れや障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援体制について、「留萌市子ども・子育て支援事業計画」に基づく支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援となるよう関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めます。

基本方針を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 8-1 障がい児支援の充実

施策 8-2 特別支援教育の推進

2 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

障がい者保健福祉計画の基本理念、基本方針の実現を目指し、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき施策を展開します。

施策については、現計画（第6期障がい福祉計画）を踏襲しつつ、現計画の期間中に行われた障がい施策の改正や、制度改正の動きなどを踏まえたものとしします。

(1) 基本方針1 総合的な相談サービスの提供

施策1-1 総合的な相談支援体制の充実

障がい児・者が、障がいのない人と同じように地域で生活し、活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業	障がい児・者や家族の生活の支援、自立と社会参加の促進を図るため、各種相談や助言、情報提供やサービス利用の調整などを行います。
●	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者について、サービスなどの利用計画の作成などを行います。
●	障害児相談支援	障がい児通所支援事業を利用する障がい児について、障害児支援利用計画の作成などを行います。
●	地域移行支援	施設入所支援、精神科病院等を利用する18歳以上の方を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安の軽減、外出の同行支援、住居確保及び関係機関との調整等を行います。
●	地域定着支援	居宅等において生活している障がい者等を対象に常時連絡体制を確保し、緊急時には電話相談、緊急対応など必要な支援を行います。
○	留萌南部地域自立支援協議会の活用	福祉・医療・教育など、関係機関により、相談支援のあり方や相談支援体制の整備などについて協議します。

	事業名	サービス内容
☆	子ども発達支援センターでの療育相談	専門の職員が心やからだ、言葉の発達の遅れや障がいのある乳幼児から高校3年生までの子どもの相談を受けています。必要に応じ、家庭生活や集団生活への支援や指導を行います。また、発達障がいは、集団生活での気付きが多いため、保育園や幼稚園、小学校などに出向いて相談を受けたり、支援を行い、関係機関との調整も行います。

(2) 基本方針2 利用しやすい福祉サービスの提供

施策2-1 訪問系サービスの充実

障がい児・者の地域や在宅での自立生活を支援するため、ヘルパーなどが自宅などへ訪問してサービスを提供する訪問系サービスの充実を図ります。

■主な施策・事業 (●=自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○=地域生活支援事業
☆=その他事業)

	事業名	サービス内容
●	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
●	同行援護	視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
●	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
☆	配食サービス	65歳以上で家族などの支援がなく、食事を作るのが困難な障がい者や高齢者だけの世帯に食事(夕食)を届けます。

施策 2-2 日中活動系サービスの充実

地域や在宅における障がい児・者の自立生活を支援するため、日常生活や訓練活動を支援する日中活動系サービスの充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	療養介護	医療を必要とし、常時介護が必要な場合、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
●	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、通所施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
●	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
●	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労選択支援	就労先や働き方について、より良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
●	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者に、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るため、企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言などを行います。
●	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
●	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休みなど長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進に向けた支援を行います。
●	保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設や幼保育園、小中学校、高校等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応に向けた専門的な支援などのサービスを行います。

	事業名	サービス内容
●	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。
○	日中一時支援事業	日中における活動の場を提供し、日常介護している障がい者の家族の一時的な負担軽減を図ります。
○	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促す活動を行います。
☆	障がい児保育事業	障がいがある幼児が安心して保育サービスを受けられるような環境整備に努め、保育サービスの充実を図ります。

施策 2-3 自立支援医療などの充実

障がい児・者がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療の費用負担の軽減を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	自立支援医療 (更生医療)	身体障害者手帳を所持している18歳以上の人で、手術などにより、障がいが改善または機能の維持が保たれる見込みのある場合、その医療費の一部を給付します。
●	自立支援医療 (育成医療)	18歳未満の児童で、疾患などにより将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部を給付します。
●	自立支援医療 (精神通院医療)	精神障がいの治療上必要と認められる医療が対象で、通院を要する場合、その医療費の一部を給付します。
☆	重度心身障害者 (児)医療給付事業	重度の心身障がい者が医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の一部を助成します。
☆	ひとり親家庭等医療給付事業	ひとり親家庭のほか、重度の心身障がい者を父(母)に持つ子と母(父)が医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の一部を助成します。

施策 2-4 日中生活の支援

障がい児・者の地域や在宅での自立生活を充実させるため、補装具の給付、日常生活用具の給付など日中生活の支援を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	補装具の給付	身体障害者手帳を所持している人及び指定難病患者などの身体機能を補うため、義肢や車いすなどの補装具を購入、修理または借受けする際の費用に対して給付を行います。
○	日常生活用具の給付	障がい児・者の日常生活が円滑に行われるよう日常生活用具の給付を行います。

施策 2-5 難病等である人への支援

障害者総合支援法の対象とされた難病等の対象となる疾病は、令和3年11月時点で338疾病となっており、これらの疾病を持った人が円滑に制度を利用できるよう周知に努めます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業 (再掲)	身体状況などに応じた適切な福祉サービスを提供できるよう、相談体制の充実を図り、難病等である人への制度の周知や必要な情報の提供に努めるとともに、ニーズに応じた障がい福祉サービスなどの活用を促します。
●	補装具の給付 (再掲)	身体障害者手帳を所持している人及び指定難病患者などの身体機能を補うため、義肢や車いすなどの補装具を購入、修理または借受けする際の費用に対して給付を行います。

(3) 基本方針3 社会参加の促進

施策3-1 移動支援の充実

障がい児・者が地域で安全に外出するための各種サービスなどを受けられるよう、移動手段の充実に努めます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	移動支援事業	障がい児・者が社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。
☆	身体障害者自動車運転免許取得費助成	社会活動の促進のために、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。
☆	重度身体障害者自動車改造費助成	就労などに伴い、重度の肢体不自由者が自ら所有し、運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。
☆	精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成	精神障がい者の社会復帰の促進のために、市内及び近隣の社会復帰施設などに通所する人に、通所のためにバスの定期券又は回数券の購入に要した費用を助成します。
☆	腎臓機能障害者通院交通費助成	身体障害者手帳を所持する腎臓機能障がい者が、人工透析を受けるために他の市町村の医療機関へ通院する場合に、交通費の一部を助成します。
☆	重度障害者福祉ハイヤー利用助成	肢体不自由者または体幹機能の重度障がい者や、視覚障害1級あるいはA判定の療育手帳所持者に対し、基本料金を助成するタクシーチケットを交付します。

施策 3-2 意思疎通支援事業の充実

障がい児・者が地域でのコミュニケーションを円滑に行えるよう、障がいの特性に応じた手段による意思疎通支援の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	手話通訳者の派遣	聴覚や言語に障がいがある人のコミュニケーションを円滑にし、社会参加と生活の自立を図るため、意思疎通支援者（手話通訳）の派遣を行います。
○	手話講習会の開催	聴覚や言語に障がいがある人のコミュニケーションを支援し、情報提供を円滑にするため、手話奉仕員の養成に向けた初心者講習会を開催します。

施策 3-3 社会参加促進事業の充実

障がい児・者が地域での社会活動に参加できるよう、様々な交流と体験機会の提供を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	ふれあいサロンの開設	利用者が自由に集まって語り合い、情報交換ができる場として、障がいのある人及びその家族などを対象に相談員を配置した「ふれあいサロン」を開設し、さまざまな悩みの相談窓口となるほか、利用者の見守りを行います。
☆	生涯学習活動への参加奨励	障がい者のスポーツ大会への参加に際し、社会福祉協議会や障害福祉サービス事業者、あるいは関連するNPO法人などに開催情報の提供を行うとともに、開催地までの交通手段を確保することなどにより参加奨励に努めます。 また、障がい者スポーツ指導員を配置するNPO法人へ障がい者が比較的簡単に楽しむことができるフライングディスクやボッチャの用品を無償で貸与することで、スポーツを通じた社会参加の促進に努めます。

施策 3-4 地域活動支援センターの充実

障がい者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	地域活動支援センター事業（再掲）	創作活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促す活動を行います。

施策3-5 その他社会参加の促進

障がい児・者が在宅や地域で社会活動への参加機会を確保できるよう、様々な福祉情報の提供と公共空間や住宅のバリアフリー化を推進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	障がい児・者に配慮した公共施設の整備とバリアフリー化	公共施設の新設にあたっては、「北海道福祉のまちづくり条例」、「北海道福祉のまちづくり指針」などに基づいて、「建築物移動等円滑化基準」より質の高い「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合する施設整備に努めます。また、施設の利用形態、利用者などを把握した上で、障がい者用トイレ・オストメイトトイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保など、障がい児・者が使いやすい施設整備を推進します。既存施設についても、障がい児・者が利用しやすいよう、更新時期などに合わせ計画的に施設・設備の改修を進めます。さらに、民間施設についても同様に整備が図られるよう啓発・指導に努めます。
☆	市営住宅のバリアフリー化	市営住宅の建替えに合わせてバリアフリー化が図られています。今後建替えを行う市営住宅についてはユニバーサルデザインの採用を進めていきます。
☆	住宅改修のための相談・支援	障がい児・者や高齢者の多様なニーズに対応した住宅改修に対する相談を受け付けます。
☆	障がい者福祉手帳の発行	障がい児・者が受けられる様々なサービスを掲載した障がい者福祉手帳を作成・配布し、各種制度の情報提供に努めます。

(4) 基本方針4 障がい理解の促進、権利擁護の推進

施策4-1 障がい理解の促進

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。

■主な施策・事業 (●=自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○=地域生活支援事業 ☆=その他事業)

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業 (再掲)	障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」について、相談や助言を行い、障壁が除去できるよう取り組みます。
○	自発的活動支援	障がい児・者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がい児・者などによる地域における自発的な取り組みを行う団体を支援します。
☆	障がいを理由とする差別解消の取り組み	障がい児・者が地域で暮らしていくために、障がい理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを進めていきます。
☆	ヘルプマーク・ヘルプカードの配付	外見からは障がいがあることがわからない人などに、市民が合理的配慮を提供しやすい環境をつくっていくため、ヘルプマーク・ヘルプカードを配付します。
☆	当事者活動の促進	病気、障がいなどを経験した当事者活動の活性化を目指し、関係機関と連携を図ります。

施策 4 - 2 権利擁護の推進

地域で障がい児・者がその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい児・者の権利擁護を図ります。

また、平成26年度に開設した権利擁護支援センターで、成年後見制度に関する相談支援や市民後見人の育成を図っていくとともに、関係機関と連携して総合的な支援を行います。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	成年後見制度の利用促進	精神障がい、知的障がい、認知症などの理由で、判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約をするときに不利な内容にならないよう支援し、本人の権利や財産、生活を守り支援する制度（成年後見制度）の利用を促進するとともに、申立などに係る費用の一部を助成します。
○	権利擁護支援センターの運営	社会福祉協議会との連携のもと、成年後見制度に関する相談支援や申立手続のアドバイス、市民後見人の育成や有識者を講師とした勉強会などを行います。
☆	障がい者虐待防止事業	障がい者の虐待防止に関わる通報や一時保護などに対応するため、障がい者虐待防止センターの設置など、障がい者の虐待防止に向けた取り組みを行います。

施策 4 - 3 障がい福祉に関する情報提供の推進

障がいに対する理解や障がい児・者の権利擁護を促進するため、障がい福祉に関する情報を障がいの有無にかかわらず入手できるよう、わかりやすい情報提供を進めます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業 (再掲)	相談支援の中で、障がい福祉サービスや法律・制度などについて、わかりやすい情報提供を行います。
☆	障がい者福祉手帳の発行 (再掲)	障がい児・者が受けられる様々なサービスを掲載した障がい者福祉手帳を作成・配布し、各種制度の情報提供に努めます。
☆	障がいを抱える方のための事業所ハンドブック<精神編>の交付	精神障がい者に係るサービス提供事業所に関する情報を必要ときに必要な人が入手できるよう留萌圏域地域生活移行支援協議会が作成した「留萌地域 障がいを抱える方のための事業所ハンドブック<精神編>」を交付します。
☆	市ホームページの作成	障がいの有無などにかかわらず、すべての人にわかりやすいWebページ(ホームページ)づくりを推進します。
☆	総合的な学習の時間などへの職員派遣	小中高校の児童・生徒に向け、障がい福祉に関する情報を提供し、理解を支援します。

(5) 基本方針5 地域生活への移行促進・地域生活の継続に向けた支援

施策5-1 居住系サービスの充実

障がい者の地域での自立生活を支援するため、居住系施設の確保とそこでの居住系サービスを提供します。

■主な施策・事業 (●=自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○=地域生活支援事業 ☆=その他事業)

	事業名	サービス内容
●	自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
●	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行い、本人のニーズに沿った暮らしの場を提供します。
●	施設入所支援	施設で、夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
●	宿泊型自立訓練	知的障がいや精神障がいのある人が、居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な訓練を行います。
●	地域移行支援 (再掲)	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などのサービスを行います。
☆	地域生活支援拠点 の整備	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を地域の実情に応じて整備し、障がい児者の生活を地域全体で支える体制の整備を目指します。

施策5-2 地域生活の継続に向けた支援

在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた家族がいなくなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業 (再掲)	障がい児・者の高齢化・重度化や「親亡き後」、各ライフステージの節目など生活環境の変化に対応し、中長期的視点に立った相談支援を行います。 また、障がい児・者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活支援の拠点整備については、地域生活支援拠点などが担う機能について検討を行い、整備を目指します。
●	地域定着支援 (再掲)	居宅等において生活している障がい者等を対象に常時連絡体制を確保し、緊急時には電話相談、緊急対応など必要な支援を行います。

(6) 基本方針6 就労支援の充実

施策6-1 就労支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するため、就労のための必要な訓練や活動の場を提供するなど、障がい者の就労を支援する取り組みを促進します。また、障がい者が働きやすい環境となるよう、企業などにおける障がい者の職場定着を支援する取り組みを進めます。

また、「留萌市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、福祉的就労を行っている事業所などへの発注をさらに促進していきます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	就労移行支援 (再掲)	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労継続支援 (A型・B型) (再掲)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労定着支援 (再掲)	就労移行支援などを利用し一般企業へ就労した障がい者について、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関などとの連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を行います。
○	相談支援事業 (再掲)	障がい者が自立した生活を送るため、また、障がい者を雇用している企業などにおける職場定着の支援のため、障がい者の就労に関する相談支援を行います。
○	留萌南部地域自立支援協議会の活用 (再掲)	地域における障がい者の就労に関する課題などについて、市内の事業所だけでなく、道北障害者就業・生活支援センターいきぬき及び北海道障害者職業センターなどとの議論や情報交換を行い、障がい者の就労支援の充実に向けた取り組みを進めます。

(7) 基本方針7 災害に備えた避難体制などの確保

施策7-1 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり

障がい児・者が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時における支援体制づくりを促進します。また、障がいの特性に配慮した避難スペース（福祉避難所）の整備を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	災害時要援護者避難支援プランに基づく体制整備	避難の際に支援が必要な人が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害時における支援体制を整備します。また、避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・児童委員など関係機関などとの間で共有を図ります。
☆	福祉避難所の設置	災害時、指定避難所における生活に困難をきたしたり、特別な配慮を必要とする人が避難生活を送るため、福祉施設などを利用して、対応が可能な福祉避難所を設置します。
☆	感染症の防止対策	国及び北海道から提供される情報について周知啓発するとともに、感染症発生時にも必要なサービスを継続して提供できるように、サービス事業者等との連携を強化します。

(8) 基本方針 8 障がい児支援の充実

施策 8-1 障がい児支援の充実

障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加のため、早期発見・早期療育を一層進めるとともに、関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を地域で提供する体制づくりを進めます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業 (再掲)	障がい児や家族の生活の支援、各種相談や助言、情報提供や福祉サービスの利用調整などを行います。
●	障害児相談支援 (再掲)	障がい児通所支援事業を利用する障がい児について、障害児支援利用計画の作成などを行います。
●	児童発達支援 (再掲)	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
●	放課後等デイサービス (再掲)	就学中の障がい児に、放課後や夏休みなど長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進に向けた支援を行います。
○	日中一時支援事業 (再掲)	障がい児の家族の一時的な負担軽減を図るため、日中における活動の場を提供します。
○	留萌南部地域自立支援協議会の活用 (再掲)	障がい児支援に携わる関係機関が集まり、自立支援協議会での議論や情報交換を行い、障がい児を地域で支えるための取り組みを進めます。
☆	遊び方教室の開設	心身の発達の遅れや育児不安などで支援が必要な母子を対象に、関係機関と連携した遊び方教室を開催し、発達支援に努めます。
☆	子ども発達支援センターでの療育相談 (再掲)	専門の職員が心やからだ、言葉の発達の遅れや障がいのある乳幼児から高校3年生までの子どもの相談を受けています。必要に応じ、家庭生活や集団生活への支援や指導を行います。また、発達障がいは、集団生活での気付きが多いため、保育園や幼稚園、小学校などに出向いて相談を受けたり、支援を行い、関係機関との調整も行います。
☆	障がい児保育事業 (再掲)	障がいがある幼児が安心して保育サービスを受けられるような環境整備に努め、保育サービスの充実を図ります。

	事業名	サービス内容
●	保育所等訪問支援 (再掲)	障がい児が集団生活を営む施設や幼保育園、小中学校、高校等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応に向けた専門的な支援などのサービスを行います。
●	居宅訪問型児童発達支援 (再掲)	重度の障がいなどにより外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。
☆	障がい児養育支援事業	児童センターにおいて、障がい児受け入れに向けての必要な指導員を配置し、日常生活、集団活動への適応に向けた支援に努めます。
☆	重度心身障害者 (児)医療給付事業 (再掲)	重度の心身障がい者が医療機関を受診した時、窓口で支払う医療費の一部を助成します。

施策 8-2 特別支援教育の推進

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育を受けられるよう、障がい児の教育の充実や支援を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	特別支援教育の充実	特別な支援が必要な児童・生徒に対する個別の指導計画などの作成や活用を推進し、個別の教育支援のほか、通常学級との交流機会の充実を図るとともに、全ての小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、全校体制できめ細やかな支援の充実を図ります。 また北海道や特別支援学校と連携して、専門的な知識や経験を有する「専門家チーム」や「パートナーティーチャー」派遣事業を活用し、障がいの特性に応じた指導や支援の充実を図ります。
☆	ことばの教室、言語通級指導教室の開設	言葉の発達の遅れや構音障がいがある幼児・小学生の言葉の発達のために、留萌小学校及び東光小学校に「言葉の教室」（言語通級指導教室）を開設し、特別な支援が必要な子の発達支援を行います。
☆	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及・奨励を図るために、学用品費・学校給食費などの援助を行います。

3 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における数値目標

(1) 数値目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を円滑に進めるためには、その受け皿となる居住の場を確保する必要があります。

障害者総合支援法では、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこととなっています。民間の活力を活用し、グループホームなど地域における居住の場の確保を図ります。

また、地域生活へ移行した障がい者には日中活動の場も必要です。本人の適性や能力に応じた日中活動系サービスの情報提供や地域における交流の場となる地域活動支援センターの充実・強化に努めます。

〈地域生活とは〉

障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などにかかわらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域住民とともに支え合いながら暮らすことと想定しています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり、地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
施設入所者数 (令和5年3月31日現在)	45人	第7期障がい福祉計画策定時点の施設入所者数
[目標値] 地域生活移行者数 (令和8年度末)	3人	令和5年3月31日の施設入所者数のうち6%以上の方がグループホームなどの地域生活へ移行することを目標とする。※1
[目標値] 施設入所者減少者数 (令和8年度末)	3人	令和5年3月31日の施設入所者数から5%以上減少することを目標とする。※2

※1、※2 国の定めた計画策定に係る「基本的な指針」に基づく比率。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことが求められていることから、留萌圏域地域生活移行支援協議会と連携し、関係機関の協議の場の設置を目指します。

種 類	区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域移行支援	利用者数	1	1	1
地域定着支援	利用者数	1	1	1
共同生活援助	利用者数	0	0	0
自立生活援助	利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数	0	0	0

③ 地域生活支援拠点などの整備

障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ボランティアやNPOなどの市民活動によるサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める必要があります。

特に、地域生活支援の拠点などの整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援などを進めるために、地域生活への移行や親元からの自立などに係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居などの体験の機会及び場の提供、ショートステイにおける緊急時の受入対応体制の確保、人材の専門性の確保、地域の体制づくりなどを行う機能が求められていることから、地域づくりコーディネーター等と連携し、地域生活支援拠点などが担う機能について検討を行い、整備を目指します。

④ 福祉施設から一般就労への移行

障がい者雇用の推進には、教育機関、福祉関係機関と労働関係機関などの連携が必要となることから、連携の仕組みづくりについて、留萌南部地域自立支援協議会などを活用し、関係者の理解促進と情報の共有を図ります。

また、企業側の理解と協力が必要なことから、企業の雇用を支援する各種制度について情報の提供を行うとともに、就労の継続に向けた支援を行います。

一般就労が可能と見込まれる障がい者には、就労相談支援や一般就労に必要な訓練、求職活動、職場定着の支援を行う就労移行支援の活用を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

一般就労が困難な障がい者には、能力に応じた就労の場が必要なことから、福祉的就労である就労継続支援の利用を図ります。

〈一般就労とは〉

障がいのある人の意欲や能力（適性）に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、一般企業などと雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型の利用者となった人を除く）、在宅就労者、及び自ら起業した人を一般就労としました。

〈一般就労移行者数〉

項 目	数 値	備 考
令和4年度の一般就労移行者数	0人	令和4年度において福祉施設（福祉的就労事業所）を退所し、一般就労した人の数
[目標値] 令和8年度の年間一般就労移行者数 うち、移行支援事業から 就労継続支援B型事業から	2人 1人 1人	令和8年度において福祉施設（福祉的就労事業所）を退所し、一般就労する人の数

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備など

障がい児支援を行うにあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。本人やその家族に対し、発達の遅れの可能性がある段階から、早期に身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援体制の充実を図ります。

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援が受けられ、地域で安心して生活ができるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等と連携し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関の連携に向けた協議の場の設置を目指します。

さらに、保育所等訪問支援を利用できる体制や主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所は確保できておりますが、引き続きサービス提供体制の充実を図ります。

⑥ 障がい福祉サービスの充実と提供体制の確保

障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の意向や生活実態に応じて、様々なサービスが必要となることから、希望するサービスの提供体制の確保と、事業所や施設の充実に努めます。

訪問系サービス

単位～利用時間：時間/月、利用者数：人

種 類	区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護	利用者数	25	25	25
	利用時間	300	300	300
重度訪問介護	利用者数	0	0	0
	利用時間	0	0	0
同行援護	利用者数	0	0	0
	利用時間	0	0	0
行動援護	利用者数	1	1	1
	利用時間	2	2	2
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0
	利用時間	0	0	0

日中活動系サービス

単位～利用量：人日/月、利用者数：人

種 類	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	7	7	7
生活介護	利用者数	59	59	59
	利用量	1,271	1,271	1,271
自立訓練（機能訓練）	利用者数	0	0	0
	利用量	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数	1	1	1
	利用量	23	23	23
自立訓練（宿泊型）	利用者数	1	1	1
	利用量	23	23	23
就労選択支援	利用者数	0	0	0
	利用量	0	0	0
就労移行支援	利用者数	1	1	1
	利用量	13	13	13
就労継続支援（A型）	利用者数	0	0	0
	利用量	0	0	0
就労継続支援（B型）	利用者数	110	110	110
	利用量	1,808	1,808	1,808
就労定着支援	利用者数	1	1	1
短期入所（福祉型）	利用者数	7	7	7
	利用量	77	77	77
短期入所（医療型）	利用者数	1	1	1
	利用量	14	14	14

居住系サービス

単位～利用者数：人

種 類	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0
共同生活援助	利用者数	57	57	57
施設入所支援	利用者数	45	45	45

相談支援

単位～利用者数、配置人員：人

種 類	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	213	218	223
地域移行支援	利用者数	2	2	2
地域定着支援	利用者数	2	2	2
障害児相談支援	利用者数	145	150	155
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置人員	2	2	2

障がい児通所支援

単位～利用量：人日/月、利用者数：人

種 類	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	38	38	38
	利用量	101	101	101
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	利用量	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	105	105	105
	利用量	815	815	815
保育所等訪問支援	利用者数	70	70	70
	利用量	70	70	70
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	1	1	1
	利用量	4	4	4

※単位

人：各年度の利用者数の12カ月平均

時間/月：各年度の利用者数の12カ月平均×一人あたりの平均利用時間

人日/月：各年度の利用者数の12カ月平均×一人あたりの平均利用日数

⑦ 地域生活支援事業の充実と提供体制の確保

障がい福祉サービスや障がい児通所支援と同様に、障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の意向や生活状態に応じて様々な地域生活支援事業のサービスが必要となることから、地域の特性に応じ、希望するサービスの提供体制の確保と事業所や施設の充実に努めます。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業（実施の有無）	実施	実施	実施
自発的活動支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施
相談支援事業（箇所数・実施の有無）			
相談支援事業			
障がい者相談支援事業（箇所数）	1	1	1
基幹相談支援センター（設置の有無）	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業（人/年）	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施
意思疎通支援事業			
手話通訳者派遣事業（延人/年）	20	20	20
手話通訳者設置事業（実施の有無）	無	無	無
日常生活用具給付事業（件/年）			
介護訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	3	3	3
在宅療養等支援用具	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	1	1	1
排せつ管理支援用具	789	789	789
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業（派遣可能者数）	0	0	0
移動支援事業			
実利用者数（人/年）	14	14	14
延べ利用時間数（時間/年）	363	363	363
地域活動支援センター			
実施箇所数（箇所数）	1（休止中）	1（休止中）	1（休止中）
実利用者数（人/年）	-	-	-
平均利用者数（人/日）	-	-	-

※事業休止中の地域活動支援センターについては、開設事業所との連携強化に努め、事業の再開を目指します。

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターと連携し、個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善等に努めます。

単位～件数：回/年、回数：回/年

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	1	1	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2	2	2

⑨ 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等が多様化している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行えるよう努めます。

単位～参加数：人、共有回数：回/年

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉等に関する研修への職員の参加数	1	1	1
障害者自立支援審査支払システム等を用いた審査結果の関係自治体等との共有回数	1	1	1
指導監査結果の関係自治体との共有回数	1	1	1

第4章 計画の推進に向けて

本計画の推進に向けて、以下の事項を踏まえた対応を図ることとします。

1 相談支援体制の充実

障がい児・者が地域において自立した生活を営むためには、福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時・適切な利用を支援する相談支援体制を充実することがとても必要です。障がいの種別、年齢、状況などの個人特性に見合った対応ができるよう、相談支援体制の充実に努めます。

2 障がい理解の促進、障がい児・者の権利および尊厳の確保

障がい児・者の人格と尊厳の尊重は基本的な権利であり、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものです。

障がい児・者が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を送ることのできる地域づくりを進めるためには、今後とも市民の理解と協力が不可欠です。

様々な心身の特性や考え方をもちすべての人が相互に理解を深めるため、コミュニケーションをとり支えていくことにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会づくりを推進します。

3 ライフサイクルに応じた支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対しては、育児への不安や困難を感じることなく、「気になる」という段階からの早期発見・早期療育をより一層進める必要があります。学齢期には、教育施策はもちろん、放課後や長期休みの支援が、成人期には、就労支援と生活支援が必要となります。障がい児・者が地域で暮らしていくためには、これらが一体となって行われることが必要です。

このことから、乳幼児期から学齢期、成人期などライフサイクルに応じた支援や、特にサイクルの移行時期には切れ目のない一貫した支援が必要であることから、関係機関の連携を強化するとともに、留萌南部地域自立支援協議会を活用し、支援の充実に努めます。

4 重度心身障がい児・者の医療や社会資源の確保

重度心身障がい児・者は日々の介護や医療的ケアが必要な方が多く、介護を行う家族の負担は非常に大きいものがあります。在宅で介護を行う家族にとって、家族の休息・休養や緊急時などにおける社会資源の整備が必要です。

また、重度心身障がい児・者のうち、日常的に医療的ケアを必要とする障がい児・者の日中活動への参加促進のため、福祉事業所や地域の医療機関など様々な分野との連携を図り、支援体制づくりを推進します。

5 連携・協働による就労支援の推進

障がい者が地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて、働くことのできる支援体制づくりを進めることはもとより、企業や関係機関が連携し、障がい者の就労に対する理解を深め、社会全体で支援することが重要です。

また、就労後についても、職場での障がい理解や障がい状況に応じた配慮など、障がい者が継続して就労できる職場環境の確保が求められています。

障がい者の一般就労や福祉的就労や就労の継続を総合的に支援するため、企業や関係機関との連携・協働による継続的な支援体制づくりを推進します。

6 福祉人材の育成・確保

少子高齢社会の中で、福祉サービスに対する需要の増加や質の向上が求められており、福祉人材の育成・確保が重要な課題となっています。

質の高い充実したサービス提供のため、関係機関と緊密な連携を図りながら、福祉人材の育成・確保のための取り組みを進めていきます。

7 財政基盤の確立

障がい者保健福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の推進に伴う財源については、障がい児・者の意向、民間福祉事業者の事業展開を見据えつつ、国、北海道とも連携し、適切な確保を図ります。

また、行政として優先的に取り組む施策については、市の財政状況を勘案しつつ、優先順位を明確化し、着実な展開を推進します。

8 達成状況の点検および評価

障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、国の基本的な指針（厚生労働省告示）により、3年を一期として作成することから、第7期障がい福

祉計画・第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までを期間として、令和5年度中に策定しました。

今後、各年度において、サービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行など、目標の達成状況について点検・評価し、この結果に基づき、必要な対応に努めます。

9 留萌南部地域自立支援協議会等の活用

障がい児・者の福祉、医療、教育、雇用関係者及び関係機関など、障がい児・者の地域生活に必要な専門的知識を持った委員から構成される留萌南部地域自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実強化、障がい児や就労の支援強化を図るとともに、障がい児・者の地域生活における課題の整理、解決に向けた取り組みに努めます。

第3期留萌市障がい支援計画

(令和6年度～令和8年度)

発行 令和6年3月

編集 留萌市市民健康部社会福祉課

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

電話0164-42-1807 / FAX0164-43-8778

e-mail : syakaifukushi@e-rumoi.jp